

第百十二回
国会

参議院社会労働委員会會議録第十七号

昭和六十三年五月二十四日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月二十三日

辞任

対馬 孝且君

補欠選任

千葉 景子君

五月二十四日

辞任

藤井 恒男君

補欠選任

披山 映子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

関口 恵造君

佐々木 満君

曾根田 郁夫君

山本 正和君

中西 珠子君

委員

石井 道子君

石本 茂君

岩崎 純三君

遠藤 政夫君

斎藤 十朗君

田代 由紀男君

田中 正巳君

前島 英三郎君

宮崎 秀樹君

千葉 景子君

浜本 万三君

渡辺 四郎君

沓脱 タケ子君

内藤 功君

披山 映子君

衆議院議員

社会労働委員長

稲垣 実男君

国務大臣

労働大臣

中村 太郎君

政府委員

厚生省健康政策局長

仲村 英一君

厚生省児童家庭局長

長尾 立子君

労働省婦人局長

佐藤ギン子君

事務局側

常任委員会専門員

此村 友一君

本日の会議に付した案件

○柔道整復師法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○労働問題に関する調査(育児休業に関する件)

○保育所制度の充実に関する請願(第四号外二〇件)

○保育制度の維持、充実に関する請願(第二七号外七件)

○難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第四五号外四二件)

○腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第四六号外三五件)

○国民健康保険制度改革に関する請願(第四七号)

○高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願(第八二号外一〇八件)

○暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願(第九八号外三六件)

○障害者の働く権利の保障等に関する請願(第一〇五号外九件)

○国民健康保険制度の改善に関する請願(第一三七号)

○原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第一六二号外一八件)

○覚せい剤・麻薬等薬物乱用防止対策の強化に関する請願(第一六六号外二一件)

○歯科保険医療制度の改善に関する請願(第一七九号外三件)

○労働組合法改正案反対に関する請願(第三三三号外二件)

○退職後の生活の安定等に関する請願(第三三五号)

○国民健康保険法の改悪反対に関する請願(第三八〇号外三九件)

○季節労働者対策の充実に関する請願(第四一八号)

○国立腎センター設立に関する請願(第四三三三号外七件)

○医療と福祉の拡充に関する請願(第五九二号外一件)

○肢体障害者の福祉に関する請願(第五九四号外四件)

○国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願(第五九五号外四五件)

○カイロプラクティック等非法医療類似行為取締り強化に関する請願(第七〇八号外一件)

○療術の制度化促進に関する請願(第九五七号外二八件)

○保育所制度充実に関する請願(第一〇八四号)

○国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願(第一一六六号外四五件)

○中央労働委員会公益委員の任命制度変更反対に関する請願(第一三二四号外四件)

○国民健康保険法の改正反対、医療制度の改善に関する請願(第一三四五号外二一件)

○重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一三七三三号外一四件)

○雇用安定対策の充実に関する請願(第一三八四号)

○国民健康保険法改正案反対、国保制度の改善に関する請願(第一四五九号外四件)

○国民健康保険の国庫負担増額等に関する請願(第一四六四号)

○重急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉に関する請願(第一四八三三号外四件)

○労働時間の短縮に関する請願(第一五〇八号)

○手話通訳の制度化に関する請願(第一五〇九号)

○石綿(アスベスト)対策に関する請願(第一七一〇号)

○消費生活協同組合法の改悪反対に関する請願(第一七九六号外一件)

○中央労働委員会公益委員の任命制度の変更反対に関する請願(第一九三三号)

○小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第一九四〇号外二四件)

○臓器移植に関する法律の整備に関する請願(第一九七六号外二件)

○保育・福祉の充実に関する請願(第二〇二二号)

○継続審査要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員長(関口恵造君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
昨二十三日、対馬孝且君が委員を辞任され、そ

の補欠として千葉景子君が選任されました。
本日、藤井恒男君が委員を辞任され、その補欠として坂山映子君が選任されました。

○委員長(関口憲造君) 柔道整復師法の一部を改正する法律案、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案及びクリーニング業法の一部を改正する法律案の三案を便宜一括して議題といたします。

まず、提出者衆議院社会労働委員長稲垣実男君から順次趣旨説明を聴取いたします。稲垣君。
○衆議院議員(稲垣実男君) ただいま議題となりました柔道整復師法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

近年の我が国における急激な高齢化社会への移行は、保健医療をめぐる環境を大きく変化させ、国民の医療に対する関心は急速に高まってきております。

本案は、このような状況にかんがみ、我が国において古くから国民に親しまれ、国民の健康の保持に大きな役割を果たしてきた柔道整復術が、今後とも国民のニーズに対応し、国民の信頼にこたえていくために、柔道整復師の資質の向上と養成教育のより一層の充実を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、柔道整復師の免許を与える者及びその試験を実施する者を、都道府県知事から厚生大臣に改めること。

第二に、柔道整復師試験の受験資格について、中学校卒業後四年以上または高等学校卒業後二年以上学校養成施設において必要な知識及び技能を修得することとなっていたのを、高等学校卒業後三年以上に改めること。

第三に、国家試験の実施に関する事務及び免許の登録の実施に関する事務については、厚生大臣の指定する者に行わせることができること。

第四に、この法律は、昭和六十五年四月一日から施行することとし、学校養成施設等に関し必要な準備は、公布の日から行ふことができること。

以上が本案の提案理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりましたあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

近年の我が国における急激な高齢化社会への移行は、保健医療をめぐる環境を大きく変化させ、国民の医療に対する関心は急速に高まってきております。

本案は、このような状況にかんがみ、我が国において古くから国民に親しまれ、国民の健康の保持に大きな役割を果たしてきたあんま、マッサージ、指圧、はり、きゆうが、今後とも国民のニーズに対応し、国民の信頼にこたえていくために、あん摩マッサージ指圧師等の資質の向上と養成教育のより一層の充実を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の免許を与える者及びこれらの試験を実施する者を、都道府県知事から厚生大臣に改めること。

第二に、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験の受験資格について、あん摩マッサージ指圧師については中学校卒業後二年以上、はり師またはきゆう師については中学校卒業後四年以上または高等学校卒業後二年以上学校養成施設において必要な知識及び技能を修得することとなっていたのを、高等学校卒業後三年以上に改めること。

なお、著しい視覚障害のある者については、中学校卒業後であっても、学校養成施設で修得すれば試験を受けられるよう特例を設けること。

第三に、国家試験の実施に関する事務及び免許の登録の実施に関する事務については、厚生大臣の指定する者に行わせることができること。

第四に、この法律は、昭和六十五年四月一日から施行することとし、学校養成施設等に関し必要な準備は、公布の日から行ふことができること。

以上が本案の提案理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりましたクリーニング業法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

近年、繊維製品の素材の多様化、クリーニング技術の高度化等により、クリーニング所の業務に従事する者には、より高度の知識及び技能が要求されるに至っております。

本案は、このような情勢を背景として、クリーニング所の業務に従事する者の資質の向上並びに知識の修得及び技能の向上を図るため、これらの者の研修及び講習の制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、都道府県知事が指定した、クリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならないものとし、営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、この研修を受ける機会を与えなければならないものとする。

第二に、営業者は、そのクリーニング所の業務に従事する者に対し、都道府県知事が指定した、クリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならないものとする。

第三に、この法律は、昭和六十四年四月一日から施行すること。

以上が本案の提案理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(関口憲造君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

○浜本万三君 ただいま提案されました三案につきまして、感想と一、二質問をさせていただきます。今提案されました三案につきましては、提案の趣旨のとおり、それらの事業に従事する人たちの資質の向上に資したいというお話でございます。また、本案作成に当たりましては、関係者の皆さんの全員の同意を得ると同時に、各党間の調整のもとに行われましたことで、私たちといたしましては大変喜んでおるような次第でございます。

ただ、中に一つ私のまだ十分理解を得ていない点がございますので、質問をさせていただきます。それは、今回の議員立法の中に、国家試験を指定試験機関に行わせることができる、そういう旨の規定が設けられておりますが、指定される試験機関とは具体的にどのようなものをお考えになっておられるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(仲村英一君) 今回の議員立法によりまして新しい国家試験が行われるまでに、私どもとしてお聞きしている範囲では、柔道整復師の関係団体及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の関係団体がそれぞれ御協力になって財団法人を設立するというところでございまして、そういう財団法人が設立された後に、私どもが審査を行った上で、要件を満たしておりますればこれらの財団法人について指定を行うということで考えておるところでございます。

○浜本万三君 財団法人を設立して、適格ならばそこに指定をしたい、こういうことなんです、そういういたしますと、これまで厚生省関係の国家試験を指定機関に行わせたような例があるのではなにか、かように思いますが、あればその例をお示しいただきたい。

具体的にどういう財団に指定したかということをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(仲村英一君) 国家試験を指定試験機関に行わせているものの例といたしましては、臨床工学技士の国家試験につきましては、臨床工学技士法に基づきまして六十二年、本年四月二十七日に財団法人医療機器センターを指定試験機関として指定した例がございます。

あるいは、義肢装具士の国家試験についてでございますが、これも義肢装具士法に基づきまして六十二年四月二十七日に財団法人テクノエイド協会を指定試験機関として指定しております。

さらに、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験につきましても、社会福祉士及び介護福祉士法に基づきまして本年の四月一日に財団法人社会福祉振興・試験センターを指定試験機関として指定したという例があるわけでございます。

○浜本万三君 よくわかりました。それで安心をしたわけです。

そこで、最後にお断いをいたしたいと思っておりますのは、せっかく議員立法でこのような法律をつくるわけでございますので、あんな等の国家試験を指定試験機関に行わせるに当たりましては公平を第一の旨としなきゃならぬ、かように思います。公平性を維持するようにぜひ運営してもらいたい、かように思います。

その点、お断えをいただきました。私の質問を終わらせていただきます。

○政府委員(仲村英一君) 今回、議員立法で改正をいただいたわけでございますけれども、目的はその資質の向上が直接人の身体、生命にかかわることから、国家試験が厳正に実施されることは非常に重要だと私も考えておるわけでございます。

このため、この議員立法の両法律案におきまして、指定試験機関は、事業計画でございましてとか役員の選任あるいは解任等につきまして厚生大臣の認可を受けねばならないという旨の規定でございまして、か役職員の不正行為に対する厳しい罰則規定が設けられていることを承知しておるところでございます。私どもといたしましては、厳正

な運用を行うことにより国家試験事務が適正に執行されることを監督してまいりたいと考えておるところでございます。

○浜本万三君 どうもありがとうございます。

○委員長(関口憲造君) 以上で三案に対する質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、柔道整復師法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(関口憲造君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(関口憲造君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、クリーニング業法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(関口憲造君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案に対する審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(関口憲造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(関口憲造君) 次に、労働問題に関する調査のうち、育児休業に関する件を議題とし、質

疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○千葉景子君 それでは、私の方からまず質問をさせていただきます。

今回は、ちょうど通常国会の会期末ということでもございまして。しかも、その審議時間というのも数時間ということで大変わずかな時間ではございますけれども、本日のこの委員会では育児休業の問題が集中審議をされるということは非常に意味の大きいことではないかというふうに思います。

昨年の八月、政府提出の労働基準法改正案の審議のちようどさなかでございましたけれども日本社会党、公明党、民社党及び社会民主連合の四党共同の育児休業法案が提出されまして、現在、それは継続審査の扱いになっております。きょうは、直接この四党共同提案になります法案について審議するわけでございせんけれども、このような法案が提出されまして初めて育児休業問題について集中審議が行われることになったわけでございまして、そういう意味で大変画期的な意味のあることではないかと思っております。

そこで、こういう審議がなされることになったことについて労働大臣の感想をお聞きしたいわけでございます。

この育児休業問題は、振り返りますと二十一年前、一九六七年の五月に社会党の方から女子教育職員育児休業法案を本院に提出されたことにつきまして、我が国における育児休業の法制化について先鞭をつけたという歴史がございます。その後、この問題は大変紆余曲折を経まして、一九七五年に至りまして与野党間の協議が調い、現行の育児休業法、すなわち義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保育等の育児休業に関する法律が制定されるに至っております。その後、我が党は、さらに一九八二年の五月、男女すべての労働者を対象にいたしまして、選択、有給、原職復帰の原則に基づく育児休業法案を本院に提出させていただきました。以来毎年この法案を提出してまいりました。そして、昨

年の三月には、労働団体から四党共同の育児休業法案を提出してほしいという大変強い統一要請がございました。それにこたえるように他の三党と協議をさせていただきまして四党共同法案として提出に至っているわけでございます。

きょうも大変大勢の方が傍聴に来ていらっしゃると思いますが、労働団体の方でも、今、育児休業法の実現を急ぎまして、一千万人署名運動に取り組んでいるというさなかなです。

したがって、私も、労働者、特に当面は女性労働者の期待というものが大きいと思っておりますけれども、このような期待にこたえて育児休業法の早期実現のため、一丸となって我々が努力しなければならぬ、このように受けとめているわけでございます。労働大臣としても、そして労働省の各所管の皆さんにも、ぜひこの問題を真剣にそして前向き積極的ににお考えいただきたい。

そういう意味で、まず冒頭、非常に関心の深まる中で集中審議がなされるこういう場にお立ちになって、労働大臣としてどんな御感想をお持ちなのか、まずお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(中村太郎君) 社労委員会で育児休業制度を専門的な立場で一つのテーマとしてお取り上げいただきました御熱意に対しましては敬意を表したいと思っております。

労働省としても、かねてから育児休業の普及促進には努めてきたところでございますが、このような形で議論がなされ広く国民の間でコンセンサスの形成に資することができるということは大変意義の深いことであると承知をいたしております。

○千葉景子君 労働大臣の方からも大変積極的に受けとめていただいている御姿勢を示していただきました。ぜひそういう観点に立って、幾つかの質問にお答えをいただきたいというふうに思います。

そこで、少し具体的ににお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、我が国の年齢別の女子労働力の率を見ますと、育児期がへこんでい

る、ボトムになりまして、いわゆるM字型のカーブが描かれております。これは労働省の方でも既に御承知のところだと思いますけれども、要するに、多くの女子労働者が出産後も働きたいという意思は持っているが、育児のため一たん退職を余儀なくされている、こういうことが数字、統計などからもよくはつきりとあらわされているのではないかと、このように思っています。一たん退職をいたしましたと、再就職というのも大変難しい現状です。また、仮に再就職ができたとしても、労働条件などが大変不利になる、こういう状況があらうかと思っております。

したが、いまして、何としても育児休業制度というものが、女性にとっても、そしていずれば男性にとっても必要になってくようかと思っておりますけれども、まず、出産を契機に退職する女性の数、割合は労働省の方としてどんなふう把握されているか。

それから、出産後も働き続けていきたいと考えている女性も多いかと思っておりますが、その数、割合などについて労働省の方で把握されている数等をまずお知らせいただきたいと思います。

○政府委員(佐藤ギン子君) 私どもでいたしました調査の結果によりますと、妊娠した者のうち出産を契機として退職した者の割合は三二%でございます。

それから、就業継続の希望の有無を直接調べたものはないのでございますけれども、総理府の世論調査によりますと、調査対象の中で、結婚をしたらやめるあるいは出産等のためにやめる方が多いという方たちが二割ちょっとでございます。それから、結婚をし子供が生まれたら仕事をやめて子供が大きくなったらまた出てくるという方が五二%ということで、過半数でございますから、ほとんどの方は出産、育児等のためにおやめになることがいいという理解でございますが、結婚しても出産しても働き続けたいという方の割合は一六%となっております。

○千葉景子君 三〇%の方が出産で退職して

る。それから、希望する方も、一たんは職をやめてその後また職業を持ちたいという方が五〇%にも上るようだけれども、その中には十分な裏づけさえあれば働き続けたいという方もおありかというふうに思っています。

こういう状況の中で諸外国、特に西欧諸国においては育児休業制度がかなり普及しているといふふうに私も認識しているところなんですけれども、いかがでしょうか、諸外国、特にEC諸国などを中心にいたしまして育児休業制度の導入状況、これはどんなふうになっておりますでしょうか。

○政府委員(佐藤ギン子君) 私どもも、すべての国につきまして調査が行き渡っているわけではないのでございますが、把握しております限りでは西ドイツ、フランス、イタリア、スウェーデン、オーストリアなどで育児休業請求権が法制化されているところがございます。

その内容は国によってさまざまなのでございますけれども、おおむねのところは、生まれた子供が一歳になるまでの間に父、母のいずれか一方または母親だけが育児休業を請求できるということになっております。

○千葉景子君 私はほそいう内容だというふうには認識しておりますし、それからそれ以外にも東欧諸国あるいはイスラエルなどでも一定の育児休業制度が導入されているという実態があるかというふうに思っています。

このようにEC諸国、ヨーロッパ諸国などではほとんどの国でこの育児休業制度が導入をされておりますし、しかも、今お答えいただきましたように、父親についても育児休業が認められているという実情ではないかというふうに思っています。

ことしたまま私も目にいたしましたしたが、一月十一日付の日本経済新聞の夕刊によりますと、スウェーデンでは「育児休業期間は三百六十日。子供が四歳までの間に、夫婦いずれが取ってもいい。二百七十日まで給料の九〇%が保障される。」というような記事も出ております。そして、働く女性のはば全員が育児休業制度を利用してい

ると同時に、男性の場合でも二五%ぐらいは育児休業制度を利用している、こういうような紹介も出てくるのでございます。

こういうふうな西欧諸国では我が国に比べましてかなり先を行っている、進んでいるという状況ですけれども、我が国ではまだ法制化というものがなされておられません。公立の学校や施設、女子職員とかあるいは看護婦さん、保母さん、こういうところはまだ限定をされているというのが今の制度の実情です。

そこで、我が国の育児休業制度の普及状況はどんなふうになっているか、ちょっと実情をお答えいただきたいと思います。

○政府委員(佐藤ギン子君) 労働省の調査によりますと、育児休業制度を導入した事業所はわずかずつではございますけれども増加をいたしております。昭和六十一年には従業員が三十人以上の事業所で一四・六%ということになっております。

○千葉景子君 この一四・六%という中には教育の分野も含まれていると考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(佐藤ギン子君) おっしゃるとおりでございます。

○千葉景子君 教育の分野も含まれているということでございますが、この教育の分野については育児休業法というのがございますね。

そうすると、教育の分野を除きますとこの普及率というのはどのくらいになるのでしょうか。

それから、教育の分野においても、民間・私立などの場合には現行の育児休業法の十七条で、準ずる努力義務のような形になっておりますけれども、こういう教育の分野を分けて考えますとどんな普及状況になっているか、お調べでいらつしやいますか。

○政府委員(佐藤ギン子君) 今おっしゃったようなことで細分類いたしました数字はまだ出しておらないわけでございますけれども、大まかなことを申し上げますと、そういう育児休業法の適用対象になつておりますものを除きますと一割をやや

切っておるのではないかと存じます。

民間で公務員の方と同じような職種、つまり看護婦さんとか保母さん、教員というふうな方たちについてどうなっているかということでございますが、正確な数字は統計上ちょっとわからないのでございますが、一般のものに比べますとかなり高くなつておるのではないかと思います。

○千葉景子君 教育の分野を除きますと今一割程度と、まだ育児休業制度というのがなかなか普及していない実態だと認識せざるを得ないわけですね。

しかも、一般のよりは少し高いといひましても、教育でも、制度が義務的でない部分については低目であるということが言えようかと思っております。これは、ぜひ大まかではなくて、現行の育児休業法もあることですので、教育などの部分あるいはそれ以外の部分とはつきりと分けた統計などもつていただきたいと思います。

こういう形で、現状はなかなか育児休業制度が進行していないということがわかるかと思っております。これは、働く側にとってもこれから先が大変思いやられることですので、育児休業制度をこれから普及するには、事業主にとってもこの制度が大きな意味を持つ、メリットがあることを労働省の側からも十分に啓蒙していただかなければ、この普及というのは難しいところがあるかと思っております。

この点については、労働省では事業主などに対してはどんな啓蒙といたしますか普及に努めていらつしやるのか、その点についての基本的な考え方を聞かせたいと思います。

○政府委員(佐藤ギン子君) おっしゃるとおり、事業主への働きかけというのは非常に重要でございます。私どもは、そういう点につきましまして私どもなりに精いっぱいやっておるのでございます。

一つは、事業主に対して奨励の措置をとるというところでございます。こうした育児休業制度を導入した企業には奨励金を出すことにいたして

おるのでございますけれども、これにつきまして
も近年、以前に比べますとその奨励の内容も
大きくなりまして、今では大企業の場合は二
年にわたり八十万円、中小企業の場合は百
万円に奨励金を出しておりますし、今年度
からはさらに三人以上育児休業をとる方
が出ました場合には、大企業と中小企業に
事実上は一人頭の考え方を導入いたしまし
て奨励をするということにいたしておるわ
けでございます。

それからさらに、育児休業普及のための事業主
に対する指導や助言をするために、育児休業促進
の普及指導員を各婦人少年室に置いてお
ります。こういう事情でございますから人をふやして
いくということは大変なことだったのでござ
いますけれども、おかげさまで昨年度で全婦人少年室にこ
れを配置することができるようになりました
ので、今年度からは全室で指導員の活動が
できるようになっておるわけでございます。

それからさらに、使用者全般にこの制度につ
いて十分理解をしてもらうことが大事でござ
いますので、毎年五月に育児休業の普及促進のための旬
間を設けて、マスメディア等の協力も得て、
事業主を直接訪問したりまた来ていただいて御説
明するというような形でPRに努めておるわけ
でございますし、私ども、調査もいろいろいたし
まして、どういったメリットがあるかという
ことにつきまして使用者に積極的にPRをいた
しているところでございます。

○千葉景子君 今御説明をいただきましたと、幾
つかの育児休業を勧めるような活動をなさ
っておられるように思われます。

考えてみますと、育児休業制度は、労働省の方
でも企業にとつてのメリットということで、例
えば、熟練した労働者の確保あるいは企業
のイメージアップまた女子労働者のモ
ラルを高めることに役立つというよう
な観点で普及指導を図っていらっしゃる
ように思われますね、いろいろパンフ
レットなどを見せていただきました。

助成給付金というように制度も設けられて
いるように思われますけれども、その点
はいかがでしようか。

○政府委員(佐藤ギン子君) 先生おっしゃ
ましたとおり、看護婦等につきましては、
民間の病院等で看護婦さんなどに対して
育児休業の制度をつくり、育児休業中
には社会保険料に相当する額以上の額を
支給いたしております事業主に對しまし
て一定の助成をするというのが今おし
やましている制度でございます。

○千葉景子君 私この質問をさせていただ
くに当たりまして、労働省の方からと
てもきれいにでき上がっているという
パンフレットも見せていただきました。
こういうものをぜひ大いに利用して
いただきたいと思いますように思
います。

「育児休業制度のすすめ」という
ようなパンフレット類は、今現在ど
んなふうな使われ方をしているん
ですか。

○政府委員(佐藤ギン子君) これは主に事業主
を対象に考えておりますので、各都
道府県を通じて、さまざまな場合に
使用者がおいでになりましたときに
育児休業普及指導員が各企業を訪問
いたしまして育児休業制度の導入
のお勧めをするときに使うわけ
でございます。

○千葉景子君 こういうリーフレット等は、予
算の御都合などもあろうかと思
いますので全事業所にというわけ
にもなかなかないかと思いま
すけれども、一番もとなるような
普及の資料ですので、こういうもの
も積極的に利用していただきたい
というふうに思っています。

こういう育児休業を勧めるための、普及のため
の諸施策、今御説明をいただきましたけれども
この実績、先ほど出ました育児休業奨励金
あるいは特定職種の育児休業利用助成給付金、
こういうものの利用実績といま
いますか給付実績、これはど
んな程度でございますか。

○政府委員(佐藤ギン子君) 育児休業奨励金の最
近の支給件数でございますが、昭和六十一年度
は二百九十件、昭和六十二年度は三百五
十件となっております。

○千葉景子君 特定職種の育児休業利用助成給付金
の方はいかがでしようか。

○政府委員(佐藤ギン子君) まことに少なくて残
念なのでございますけれども、六十一年度
が一件、六十一年度が四件という
ことでございます。

○千葉景子君 育児休業奨励金につきましても、
全体から見ますと六十一年度で二百九十
件、二年度で三百五十五件という
ことで決して多いというわけ
にはまいりませんし、特定職種の
育児休業利用助成給付金の方は、
これは本当にほとんど給付実績
がないと言つても過言ではないと思
うんですね。

こういうふうに育児休業制度というものは、労働
省の方でも普及に努められているとは存
じますが、理由、その状況とい
いますか、一体どんなところに理由
があるというふうに労働省の方では
考えてしょうか。

○政府委員(佐藤ギン子君) 理由はさまざま
とありますが、私どもで六十一年度
に調査いたしました結果で見ますと、
最も多く挙げられております困難な
問題というのは、その労働者が育
児休業をとっている間、かわりに
仕事をこなす代替要員がいない
という点でございます。

それからもう一つは、お休み中はそれで働いて
もらつたという点なのですが、育
児休業が終わつて帰つてきたとき
に代替要員をそれではどうする
のか、解雇するのだからどうする
のだからというところ、なかなか
日本の場合には解雇の問題という
のは難しい場合が多いと考える
使用要員もおりますので、そ
ういう問題。

それから、休業中代替要員の給与を払つて
おるわけでございますが、そのほ
かにお休みしている労働者につ
いて社会保険等についての資格
が継続する場合、保険料を
使用者の分は使用者が負担する
というところでござ

担するということでございますが、無給であ
れば労働者の分も負担してあげた方がい
んじやないかということになりますと
そうしたコストの増加という問題
があるかと思ひますが、そのほか
幾つかいろいろの問題があつたとい
うふうに使用者側はこの調査に
對しては答えております。

○千葉景子君 我が国の場合、使用者側の考
え方としては、できるだけ低コストで
生産性を上げるという実態にあら
うかと思ひます。

これは、長時間労働あるいは休日
の問題、そういうことを考える
場合でも、共通な基盤がござ
いますけれども指摘されてきて
いる。なかなか余裕を持って
人的な配置をしていないとい
う状況があるかと思ひます。
それから、現在、労働者の方
の組織もなかなか上向きには
なっていない。それから、育
児休業制度の普及というこ
とになりまして、休日とか
労働時間と違ひまして、一
律に適用するといふわけには
まいりません。適用する労働
者の範囲もある程度限られ
るあるいはその時期も一定
しないといふことで、行政
指導しても企業側がすぐに
それに應じて育児休業制
度を設けるというふうには
なかなかないんじゃない
だろうか。

効率が優先する企業社会の中で、労働時間の短
縮、時短についても、部分的には別で
すけれども、全体としては十数年とい
う長い時間がかかり、それでどう
しても法的措置が必要だとい
うことで、育児休業制度の改正も
なされたわけですが、行政指導
あるいは企業側の自主的な制度
の設置を待つてはなかなか進
まないだろうというふうに思
います。しかも、労働時間の場
合と違ひまして育児休業の場
合は、いろいろな条件があり
ましても、ほとんどの国が法
律で定めている、法制化して
いる。

こういう実態を見ますと、我が国でも
なお法制化が早急に必要になつてく
るんじゃないかと思ひます。それ
ども、その点についてはいかが
でしようか。

○政府委員(佐藤ギン子君) 育児休業制度を普及させたいというのは、私どもにとっても大変大きな希望であり、また私どもの対策の最重要の課題の一つでございます。

この問題につきましては、御存じのとおり、雇用機会均等法をつくり出すときにも関係審議会でございまして婦人少年問題審議会で均等法の問題につきまして長い時間をかけて御議論をいたしたとき、この育児休業の請求権を法制化したとき、長い時間をかけて御熱心な御議論をいただいたわけでございまして、その結果、やっといただきました御建議が、まだまだ普及率が余りにも低い、したがってすべての企業に法律をもってその制度を導入することを義務づけるには時期尚早であるから、まず行政がもっと普及に力を入れることが先決であるという御趣旨の建議をいただいたわけでございまして、そこで、私どもとしては、御建議の趣旨に沿って力を入れておりまして、またこの御建議をいただいたからこそ予算措置も年々充実し、指導員もふやすことができてきたのではないかとこのように考えております。

私どもとしては、まず、もう少し普及に、力はあるいは十分ではないという御批判があるかもしれないけれども、精いっぱい努力をいたしてまいりたいと思っております。

○千葉景子君 先ほどからいろいろな育児休業制度の普及状況などをお聞きしても、努力はなさっているけれども、育児休業制度が普及しない理由も、先ほど労働省の方でも認識されているように、企業のコストの面であるとかそういうことが理由になっている。

こういうことになる、指導しながら普及を待つてということでは一向に、育児休業制度というのはしばらく様子を見ましたけれどもまだ普及しないので法制化は難しい、またしばらくたっても同じようなことを繰り返していくのではないだろうかというふうに私は懸念せざるを得ないわけ

です。こういうことは、労働時間短縮の問題でもなかなか全体化していない、普及の度合いが低いので急には短縮が難しいという御議論もありましたけれども、この育児休業制度は本場にそれ以上に難しい面があるかと思うんです。その点については、むしろ労働省の方でぜひ積極的に法制化に向けて啓蒙を図るという立場で頑張っていたいただきたいと思うんです。

ところで、この問題に関連をいたしまして、一九八五年六月に女性差別撤廃条約が批准されました。この国連条約は「子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要である」ということが基調になっているわけです。また、一九八一年のILO第百五十六号条約「男女労働者特に家族の責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」、これは「家族の責任を有する労働者が労働力となり、労働力としてとどまり及び家族の責任を理由とする不就業の後に再び労働力となることのできるようにするため、国内の事情及び可能性と両立するすべての措置をとる」ということなどが規定をされております。そして、それと同時に、百六十五号勧告が採択をされまして、「両親のうちのいずれかは、出産休暇の直後の期間内に、雇用を放棄することなく、かつ、雇用から生ずる権利を保護された上、休暇をとることができるようである」と、こういうようなことがうたわれております。

このILO第百五十六号条約につきましては、女性差別撤廃条約の批准をめぐって国会の審議がさまざま行われて、その中で我が党の土井委員長が、当時は副委員長でございましたけれども、質問をさせていただきまして、安倍外務大臣が非常に前向きな御答弁をいただいております。いろいろ女性差別撤廃条約にかかわり批准をしなければいけない条約があるけれども、とりあえず百五十六号条約につきましては検討を進めていきたい、これが政府としての外務大臣としての基本的な考え方であるということをお答えしていらっしやるわけです。

この問題についてはまず真つ先に取り上げてやうていうふうな前向きな御姿勢を示されたのだというふうな思ひますけれども、この百五十六号条約の批准等につきましては、労働大臣としてもそのときの論議を踏まえて、今どんなふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(中村太郎君) 今御指摘の案件につきまして、私、先生の御質問があるところ及びまして、急遽うんと勉強したわけでございまして、もとより、労働省としては、ILO関係条約の批准というものを非常にシビアに考えておるわけでございます。いろんな条約の批准があるわけでございます。その中でも、その都度、批准をした以上的確に対応しなければいけないというふうな基本的な考え方でございます。それだけにまず国内法との調整を図っていくということが前提に相なっております。

この条約につきましても、国内法との整合性の観点から検討を重ねてきたところでございますけれども、今御指摘になりますように、これは、雇用条件において家族の責任を有する男女労働者の必要を考慮した措置をとるよう求められているところでありまして、我が国におきましては、こうした措置のすべてを男女労働者に等しく適用すること、具体的には育児休業制度を男子労働者にも適用するということがございまして、このことについては現在コンセンサスを得られていないと言いがたい。

そういう観点から、少なくとも今日、現段階におきましては、本条約を批准することは困難ではないかなと考えておられますけれども、御指摘のような点もありまして、これからはコンセンサスの形成に積極的に努力していかなければいけない、このように考えておるわけでありまして、○千葉景子君 ぜひこれは政府全体として取り組んでいただかなければいけない課題だと思ひます。そして、コンセンサスを得るといふことは、待っているだけではやはり難しいということになりますので、制度化、法制化に向けていろいろな諸条件の整備が必要だということは私もよく承知しておりますので、そういう条件整備が少しでも早く整うように、そして条約批准が速やかに行われるような措置を労働省としても積極的に講じていただきたいというふうに思ひます。

ところで、こういう論議が非常に高まっている中で、先日、五月二十日でございますけれども、本院の国民生活に関する調査会で「出生率の動向と対応」に関する報告書を議長の方に提出されております。その中で、今審議をされております育児休業の問題にも触れられておりまして、その報告によりまして

女子労働者が、出産後も家庭と仕事を両立させて、乳幼児を抱えながらも仕事を継続できるように、育児休業制度の早期法制化が必要である。さらに、家庭責任の男女共同参加を可能にし、育児に専念できるようにするため、女子労働者のみならず男子労働者を含めたすべての労働者を対象とする育児休業制度の法制化が望まれる。

こういう意見を出されております。そして、提言の中にも

女子労働者が、出産後も育児と仕事を両立させて、乳幼児を抱えながらも仕事を継続できるように、育児休業制度の早期法制化が必要である。さらに、家庭責任の男女共同参加を可能にし、育児に専念できるようにするため、女子労働者のみならず男子労働者を含めたすべての労働者を対象とする育児休業制度の法制化が望まれる。

というふうな内容を含めた報告書が提出をされているわけでございます。この国民生活に関する調査会は、与党を含めまして、各党から委員の出ている調査会でございまして、この調査会というものは、性格上、立法の提案あるいは提言、勧告などができる、それを目的として設置されている調査会という趣旨でもございまして、大変重みのある報告ではないかという

ので、制度化、法制化に向けていろいろな諸条件の整備が必要だということは私もよく承知しておりますので、そういう条件整備が少しでも早く整うように、そして条約批准が速やかに行われるような措置を労働省としても積極的に講じていただきたいというふうに思ひます。

こういう国民生活に関する調査会の報告などを
受けられまして、大臣としてはどんなふうにこれ
を受けとめていらつしやるか、その辺の御見解を
お伺いしたいと思います。

○國務大臣(中村太郎君) この報告につきまして
も私は拝見をいたしておりますし、それが極めて
重みのあることも承知をいたしておるわけでござ
います。

この報告は、出生率の低下が将来の我が国経済社会に及ぼす影響及び出生、育児をめぐる国民の多様なニーズへの対応策を検討したものでございまして、各種の対策を提言されておるわけでございます。

育児休業制度の充実につきましても述べられておることは承知をいたしておるわけでございますが、育児休業制度につきましては、企業の雇用管理、家庭における育児負担のあり方等、いろいろな難しい問題があります。本報告の提言の趣旨をも十分に尊重して、育児休業がさらに普及するよう積極的に諸対策を推進してまいりたいと考えております。

実は、私も大臣になりましてから、この普及率
が非常に低いことに關心を持ちまして、その理中
等をいろいろ聞いただもしたわけでございます
けれども、なかなか難しい問題があることは御案
内のとおりだと思つてございます。

先ほどもお答えをいたしましたように、とにかく男女雇用機会均等法の成立時に六年間かけて婦人少年問題審議会で御検討いただいたのですが、そのときに並行的にこの育児休業制度についてもいろいろ御意見をいただいたわけでございます。しかし、御承知のとおり、あの審議会は労使双方の代表の入っておる審議会でございまして、審議の会としてのコンセンサスはとうとう得られなくて、御承知のような、現段階で一割前後の普及率ではこれを強制することは無理である、もう少し行政当局が熱意を持ってまずその普及、浸透を図るべきことが先決であるというような決定にとど

これを今のような状況の中で直ちに法制化ということになりましたと、逆な面、女子労働者の門戸を閉鎖するというようなことにもなりかねないという心配もあるわけでございまして、労働省と

しましては、私もつぶさにその間の説明を受けまして、この際、その前提としてもっと、今も熱意を持ってやっていらっしゃるのですけれども、関係当局におきまして、特に婦人局におきまして積

極的に普及、徹底を図るようにと、いう要請もいたしたわけでございまして、その普及の浸透を見ながら、いずれは法制化の問題を手がけていかなければならないというのが今の私の感でございまして。

○千葉景子君 大臣も、いずれはというような遠慮深い態度でなくて、法制化をみんなできていこうというような気持ちで取り組んでいただければ幸いだというふうに思うんですね。

とりわけ西暦一〇〇〇年に向けての新国内行動計画、これは婦人問題企画推進本部で出されているものですけれども、ここにおきましても、基本的な施策として育児休業制度の普及促進ということがございます。そして、六十二年から六十五年の具体的施策としても、制度普及のための機運の醸成に努めるというようなこともなっております。まして、むしろそういう意味では法制化に向けて頭張っていきこうじゃないか、こういうような姿勢

をぜひこれからも強めていただきたいというふう
に思うわけです。

先ほともる指摘させていただきましたように、我が国ではほかの問題とも共通の問題がございますけれども、特にこういう育児休業制度というようなことになりますと行政指導だけでは普及がなかなか難しいということがございます。男女雇用機会均等法の立法制定過程でも育児休業の法制度化が論議されたと今のお話にもございましたけれども、その結果、事業主の努力義務というところで一応落ちついているわけですね。ただ、この均等法も施行後適当な時期に見直すということに

そして、世界の趨勢

から世界経済の中で今日の日本の置かれている位置と
いうものを書いてみても、今日日本が積極的の労働
条件の面でも前進を図ることが叫ばれているとき
ではないかと思うんですね。外から指摘されてか
らいつもやっと思ひ腰が上がるということではな
くて、日本も経済先進国として基本的なことをや
っているじゃないか、こういうふうに言われるよ
うな体制づくりというのは当然必要になってくる
だらうと思ひます。

こういう中で、我が党も四党共同という形で育児休業法案を皆さんと一緒に提案させていただいているわけで、ぜひ政府・与党としても、この際、この共同法案につきまして十分検討していただいて、そして私どもと一緒にって早期実現に向けて努力していただきたいというふうに念願するわけでございます。

この法案の検討あるいは法制化に向けて、労働大臣の積極的な前向きな御見解をお伺いして私の質問を終わらせていただきたいと思いますので、ぜひその点、労働大臣、お願いいたします。

○国務大臣(中村太郎君) 先ほどいずれはという言葉を申し上げましたが、いずれはという言葉は削除いたします。

法制化に向けて積極的に取り組んでいかなければいけない。しかし、その前提として、もう少ししばらく時をかしていただいて、その普及の徹底を図ってまいりたい、それが私どもの当然の責務であるというふうに考えていますから、よろしくお願いいたします。

○石本茂君　いただいております時間が十五分という非常に短い時間でございますのであれこれお尋ねすることはできないのでございますが、この問題は非常に古い問題でございます。

我が党といたしましても、昭和五十三年だった

と思うんですが、かつて労働大臣をされました早川崇先生を中心にいたしましてこの育児休業制度の法制化が必要であるということを提唱されました、元大臣を含め多くの議員が一同に集まりましたこの問題を随分討論をし審議をしたわけでごさ

います。厚案につきましても、衆議院の法制局に諮りましてあれこれ検討したわけでございます。同時に各政党にもお呼びかけをいたしました。そして各政党の婦人議員が中心になりました。各党の意見とかあるいは試案なども持ち寄りまして随分調整に調整を重ねたわけでございます。もちろん一部分については了解いただけなかったものもあるわけですが、昭和五十七年ごろからだったと思います、今書類をちょっとなくして見当たりませんのですが、これは自由民主党が議員立法として国会に提案しようじやないかと、そこで話がいったわけでございます。

当時労働省におかれましては、国連婦人の十年の懸案事項でございます女子労働者の男女平等の推進というようなことでいろいろ審議されておりました、婦人少年問題審議会の婦人労働部会におきまして雇用における男女の機会均等とか待遇の平等化などについて審議されておったわけでございます。ここにおきましても、この育児休業問題とは離して考えることができないというようなお話もございましたので議員立法として提案すること、を我が党はあきらめまして、そしてこれを審議会に御一任した経過を思い出しております。

その結果、昭和五十九年でございましたが、育児休業の法制化は時期尚早であるというような結論が出されて今日に至っているというような非常に古い経過をたどっている問題でありますことを、私も御承知いただいていると思うんですが、申し上げておきたいと思います。

この時期尚早の理由は何でございましょうか。これもたびたび聞きまして私なりに了解はしていいところと聞いていますけれども、その理由の一つとして挙げられておりますのが、先ほどもちよつと出ておりましたけれども育児休業の奨励金、こ

の消化率が極めて低いというようなこともたびたび聞かされているわけでございますが、それじゃこの消化率が一体どれくらいのパフォーマンスになったら法制化に踏み切ろうとするお考えがあるのかどうか、これを一点お尋ねしたいと思っております。

なお、続けまして、昭和六十二年度におきます奨励金の消化状況を大企業と中小企業に分けてお示しいただきたいと思います。

○政府委員(佐藤金三子君) 育児休業の制度化が難しい理由は何かということですが、私どもの考えております理由は、先ほどもから大臣もお答えいただいているところでございますが、普及率が低いということが最大の理由でございます。たまたまそのことの一つの結果として私どもの奨励金が活用されていないということになるわけでございます。

六十二年度の規模別の奨励金の支給の件数でございますが、六十二年当初年度のものが中小企業に對しまして二百六十五件、しかし六十一年度に初年度支給いたしました二年度にかかっておりますものがあるわけでございまして、これが二百三十六件ございしますから、両方、二年度も含めまして五百件をちょっと超えるということになります。

それから、大企業につきましては、六十二年度は四十件でございますが、これは初年度の件数でございますから、その前の年に初年度として支給いたしました件数五十四件が六十二年度には二度目として支給されますので、それを含めますと両方で九十四件ということで百件近くなるということになるわけでございます。

○石本茂君 現状につきましては大体わかるわけ
でございます。

政府当局におかれましても、この「育児休業制度のおすすめ」でございいますとかあるいはまた「女子再雇用制度のおすすめ」というようなこういうパンフレットあるいはリーフレットのようなものを毎年おつくりになりまして、そして企業を中心

かあるいは一般といいますが我々民衆を中心かわかりませんけれども、配布をされまして、努力をされていることは痛いほどわかるわけでございますが、さつきもお話ございましたように、例えば普及率を高めると申しましてもあるいはまたこの奨励金の額をどんなに増額されまして、現在のままでは、その普及率を高めることができるだろうかというような、まあこれは非常に愚かな考えかも知れませんが、私はいつもそれを思うわけでございます。

その点につきましては、普及率は絶対高まりますというふうに言い切っていただけでしょいか。これは愚鈍な質問でございますけれども。

（政府委員（佐藤））私にとつても大變につらいところなのでございますが、普及率の向上につきましては、私ども精いっぱいやっておりますが、時間は少しかかるのではないかと感じます。

○石本茂君　これは、女子の就業の機会均等法をめぐりまして女子の職分野といひますかそういうものが徐々に高まつてきた現実を見ておりますものですから、やがて必ず目標のところへ到達していただく日が来るというふうには考えますけれども、いろんなたくさん問題がございますて、一概に法制化に踏み切れと言ふことはとてもつらい

んでございます、特に中小企業につきましては。ですけれども、この法制化ができない限り、職場環境の問題で遠慮がありましたらあるいはまた

家庭の事情などなどを総合いたしましたして、これはとても実現できないんじゃないだろうか。実現していただきましたためには、ある時点で区切りをつけまして踏み切ることが、多くの問題を解決するために時間にもかかるでしょうし、努力も必要だと思えますけれども、私は、女子労働者のみとは

言いません、もちろん産後休暇が終わりまして安心して子育てに専念できるお母さんだけじゃなくて、お父さんの立場でも、休暇がとれるということになると思います。

今から数年前に、当時そういう法案を立案した

わけでございますし、それからヨーロッパなどの
教力国につきましては実情なども見ております。国
柄によりますし民族性にもよりますけれども、い
つまでも難しい、困難だからと言っておりまし
たのでは、これは永久に実現できないんじゃない
だろうかというふうに思うわけです。

ある男性の方のお言葉がございました。我々男性も子供を産むときが来たら解決するだろう、どういいますか、そういうばかにされたような話で

ございまして、私は情けないと思ったこともございます。けれども、そういうことは抜きにしまして、ここまで世の中、社会が開発されてきてそして各事業体におきましても雇用の機会均等が進ん

できております時期でございますから、これは今まで以上にひとつお力を入れてくださいますして一日も早くこの法制化が実現できるように、私はそのことをこいねがっている一人でございます。

このことにつきまして局長さんの御意見と大臣の御所見を伺いまして、非常に簡単な質問になりましたが終わります。お願いいたします。

○国務大臣(中村太郎君) 言われることは十分理解をしておるところでございます。

になぞわけてこさいますけれど、私は、育児休業制度の普及だけが法制化の前提になるとは考えておりません。それも大変大きな支えになるわけ

れば企業が成り立たないというような貴重な存在の労働者としての地位の向上、その女性がいなければ企業法がもつと浸透しまして、女性自身

になることが一つの前提になりはしないかと思うんです。今育児休業の制度を実施しているところを見ましても、この女性に抜けられてはどうして

もかけがえのない人なんだから困るんだというよ
うな企業がこの制度を採用しております。
それらを考えますと、これから数年のうち

に、今の雇用機会均等法も大わらわになつて労働省は婦人局を中心に普及徹底に努力をいたしておりますけれども、そのことと相まって、女性御自

身のみすからの地位、能力を高めるという御努力が重なり合っていますと法制化の時期は早いというふうに考えておるわけでございまして、ともどもそういう面で努力をしていかなければいけないと考えております。

○石本茂君　わかりましたが、局長さん、一言御

○政府委員(佐藤ギン子君) 大臣がおっしゃったことに補足すべきことはそんなにないのでございます。

ますが、石本先生、私どもの育児休業制度の普及についていろいろと側面からも大変御支援をいただいているわけでございますけれども、今後さらにそういう点について努力をしていきますと同時に

に、先ほど大臣からもお話しございましたように、私どもも法制化が必要ないというふうに考えているわけではないわけでございますから、現在の普及状況を見ながら、また企業の中で女子の能

力を長期的に活用しようとしていくそういう機運をつくり上げていく。

それは、均等法の周知徹底ということも含め

て、相まって行われていくことだと思いますが、私どもの対策すべてが進んでいくことが結果的に育児休業の制度化ということに結びつくのだと思

いますので、今すぐということは私ともも残念ながら
がらお約束できないのでございますけれども、で
きるだけ近い将来に法制化ができるような方向で

うに考えております。

○石本茂君　ありがとうございます。

大臣にお願いたいんですが、代々の大臣にお

目にかかつてこの問題を私どもお願いしてききました。大臣がおかわりになりますと、何か、こうみな消えてしまうというようなことになっており

ますので、どうかまたその辺も継承していただき
ますようにお願いいたします。
ありがとうございます。

○中西珠子君 各党の女性代表が、自民党も社会党も、これまで育児休業の法制化を強く要望されました。

【委員長退席、理事佐々木満君着席】
そして、これまでの各党でのいきさつというものを
お話しになりました。

私ども、公明党・国民会議といたしましては、
昭和六十年四月に公明党独自の育児休業法案を提
出させていただいたわけでございます。その中で
は、男女、両親のいずれでも一年間育児休業がと
れるということと、それから所得の六割が保障さ
れる。その所得の六割の育児休業手当というの
どこから出すかというと、国と労使が三分の一づ
つ出す、いわゆる育児休業基金のようなものをつ
くりましてそこから出すというアイデアを盛り込
んだ法案を国会に提出したわけでございます。

その後、四野党共同の育児休業法案というもの
を、四野党の方々とお話しし、またその当時の労
働四団体、全労協の代表の皆様方とお話しを重
ねまして提出したわけでございます。この四野党
共同の法案が提出されたのが六十二年八月で
ございまして、それ以来ずっと継続審議とい
うことになっていたわけでございます。

野党が提出した議員立法が長く継続審議になる
ということも大変珍しいことではございますが、
これを何とかして、現在育児休業の法制化とい
うものに対する要望が非常に高まっております
し、また労組の婦人の方々を中心として一千万人
の署名を集めるという機運も高まっております中
で、そしてとにかく雇用されている女性の中で六
割以上が既婚者でありまた育児というものをや
りながら家事もやりながら仕事を続けていかなく
ちやならないという状況であるし、一たん仕事を
離れてしまおうと再びなかなかいい職場にはつけない
という状況でもある。また、せっかく政府の方で
再雇用制度というものを奨励金を出して一生懸命
普及しようとしていらっしゃるけれども、また
だその普及度は非常に低いというふうな状況でも
ありますので、育児休業の四野党共同提案の法案
そのものを掲げて審議することが難しければとに
かて育児休業の集中審議をぜひしていただきたい
ということを私は社労委の理事といたしましてす

うつと要望してまいりました。もちろん、婦人の
代表でいらつしやる各党の男性は賛成してくださ
い。また、各党の男性の理事が非常に御理
解をお示しくださいますと、それで育児休業とい
うものは大変重要なものであるから集中審議をし
ましょうということにしていただくわけですね。
社労委の歴史始まって以来、育児休業の集中審議
がきょうここでされるという段取りになりました
のも、ひとえに社労委の各党の男性理事の方々の
御理解のおかげと私は心から感謝している次第で
ございます。

それで、先ほども石本先生からお話ございま
したように、せっかく労働省が育児休業の普及の
ために奨励金を出しになつても、これも最近非
常に額が上がったわけですが、その奨励金の毎年
度の予算の消化というものがなかなかできてい
ない。

私は大体想像しているんでございまして、けれ
ども、消化率はどのくらいなんでしょう。

○政府委員(佐藤ギン子君) 育児休業の奨励措置
のための予算は、私どもは、実は実際に使われる
であろうというよりも数倍とおるわけございま
す。

それはなぜかといふと、私どもが夢にまで
見ているわけでございまして、どんどん高まりま
してとも予算が足りなくなつて奨励金を出し
できないというふうなところになった場合にはま
さに申しわけないことであるというふうなことか
ら少し多目に出しておるというところでございま
す。

実際には十六億圓準備をいたしているわけで
ございまして、六十二年で二億六千万圓とい
うことでございまして、私どもは、未消化とい
うよりはたくさん準備しておいたものが余つ
た。余りましておむだにするわけではございま
せん。国庫に残っておりますので、そういうこと
で多目にとっておるというところでございませ
ん。

○中西珠子君 たくさん予算をおとりになつて
うんと普及をして、そして奨励金は漏れなく出して

あげようというお気持ちだと思ふんです。

いづれにいたしましても、六十一年度が大体一
三・二%ぐらい消化していらつしやるし、六十年
度が一%ぐらい消化していらつしやるというふ
うに考えているわけですね。ちょっと一応こちら
でざっと計算したんですが、それから、奨励金
をいただいた企業というのが、この前、社労委員
会におきまして局長から御答弁があったんですが、
一年間に大体二百九十ぐらいのことです。

そういうふうなことでなかなか遅々として育児
休業の普及が進まないという状況で、大変一生懸
命なすつていけるのに成績が上がっていないとい
うことは大変な御苦勞の種だと思つてございま
すけれども、しかしこれはどういふところにネック
があるか。この間、いろいろな育児休業の実態調
査というものもなさいましたけれども、なかなか
普及しない理由はどのようにお考えになつていま
すか。

○政府委員(佐藤ギン子君) 私どもで実態調査を
いたしました結果から出てまいりますのは、もう
既に導入した企業の答えなのでございまして、も
う、その場合でも一番問題になる点は、代替要
員の確保、それから育児休業をとりました者が帰
つてまいりました後の代替要員の処遇の問題、そ
れから休業中の育児休業をとっている者に対する
社会保険料の負担その他こうした問題が挙げられ
て、一番大きいものはそういうものでございま
す。

○中西珠子君 既に育児休業を奨励金をいた
たりして導入した企業では、育児休業のメリッ
トはどのように考えておりますか。

○政府委員(佐藤ギン子君) 育児休業制度をつ
くつたために、定着率がよくなったとかそれから残
つてはしかなかったような技術を持っている者など
つきまして定着率が上がつて、それからモラ
ールがよくつた、それから企業に対する信頼が
高まったというふうな答えが出てきております。

○中西珠子君 先ほどから大臣の御返答、局長の
答弁を聞いておりました、とにかく育児休業を法

制化していくことは今すぐはなかなかできない、
しかし法制化への努力はしなければならぬと思
つていられるという前向きな御返答をいただいたわ
けでございまして、四野党の共同提案の育児休業法案
につきましまして直接的にこれを議題にして審議を
いただくことはできないのでございまして、社労
委始まって以来の集中審議が行われているわけで
ございまして。

大変意義が深いと思つと同時に、この際、四野
党が共同で提案いたしております育児休業法案の
中身につきましましてどのように受けとめていらつ
しやるか、御感想なり御意見なりをお聞きしたいと
思ふんでございまして、いかがでしょうか。

○国務大臣(中村太郎君) 四野共同提案の育児休
業法案につきましては、私も承知をいたしており
ます。

大変斬新な考え方だと思つて、男女全労働
者に対しまして育児休業の請求権を認め、育児休
業手当を支給するという内容になつておると承知
をいたしておりました。

国会の立法権の中でお取り扱いになるわけで
ございまして、私どもとしましては、今後の国会
審議というものを十分見守つてまいりたいとい
ふふうに考えておるわけであります。

○中西珠子君 全労働者を対象、それからまた女
性ばかりでなく男性も育児休業がとれるというふ
うにしているわけでございまして、これはこれから大
変重要なことだと思ふんです。

父子家庭もどんどんふえていきますし、交通事故
で奥様が急に亡くなつて赤ん坊が残つてしまつた
とか蒸発してしまつた奥さんの家庭というのでも
たないわけではなくて、ここに乳飲み子が残つて
しまつて会社人間であるだんな様の方は途方に暮
れた。でも核家族化がどんどん進んでいるわけで
ございまして、そういうときにゼロ歳児を預か
つてくれる保育所もなかなか少ないわけございま
すし、近所つき合ひというものも都会ではなか

なかないわけでございますから、そういった場合に、本当に困ってしまつて自殺してしまふ、親子もろとも死んでしまふなどというそういう悲惨なケースだつてないわけではないわけですね。

〔理事佐々木満君退席、委員長着席〕

そういうこともございますけれども、一方、男女役割分業、女性が育児をして家事をするんだ、男性は外へ行って働くんだというこの固定された男女役割分業観というものを打破するという意味もありまして、男女ともに家庭においても社会においても共同の責任があるんだし、殊に育児に関しては男女の責任であり両親の共同の責任でありまた社会の責任であるということ、日本が既に昭和六十年に批准いたしました女子差別撤廃条約の中にもはつきりうたつてあるわけでございます。

ですから、その点に關しまして少し細かい御質問をさせていただきたいと思つておられるわけなんですが、労働大臣は、今は男性に与えるな、んというところはとんでもない、時期尚早なことだと思つていらっしゃるわけですか。

○國務大臣(中村太郎君) 最初は、今男性に与えるな、んというところはとんでもないことだと思つておりました。しかし、今は違ふわけでございます。て、そういう考え方も、これを新しい考え方というのか、なというふうな実感でございます。

法律で育児休業を男女ともに対象として実施することにつきましては、我が国の現状を見ますと、父親についての育児休業の必要性について社会的なコンセンサスを形成されているとはちょっと考えにくい状況ではないかと思つております。

実態を見ましても、現実には、家庭内での家事、育児負担は他の先進諸国に比べましても日本の女性はより重く担つておるといふ数字が出ておるわけでございますし、また、社会生活基本調査の中においても、主に仕事をしている人のうち、男子で家事、育児に費やす時間は九分、わずかでございます。女子では一時間五十七分、こんなような状態になつておるわけでございます。また、

フランスの男子有業者と日本の男子有業者を比較してみますと、家事、育児、買い物に費やす時間の二次活動時間に占める割合は、日本の三十年代から五十歳代ではわずかに三割前後、フランスの同世代の男子では二割前後というふうな状況に相なつております。

また、男女雇用機会均等法に基づいて女子労働者の育児期における条件整備のため育児休業制度の普及促進を図つていますが、個別企業において労使の協議による育児休業制度を男性を含め適用対象とすることはもとより望ましいことであると私どもは考えておるわけでございます。

また、育児についての責任は、おっしゃられるように男女ともに担うべきであると考えますが、一般に受け入れられるようこれから啓発活動に努めてまいりまして、専ら機運の醸成を図つていきたいというふうに考えております。

○中西珠子君 労働大臣、お考えをお交えになつたというのを伺つて大変結構だと思つていますが、これから国民に対する啓発、教育というものも盛んにやつていただきたいと心から要望いたします。

それで、私、昨日、男性に育児休業を与えるかどうか、日本ではなぜ与えていないかということについて伺ひますと通報しました。そのときに、まだこれは三月の終わりに、女子差別撤廃条約の実施状況に関する日本の報告の審議の内容を書いたリポートをいただきましたということ、申し上げておきましたのに、昨日夕方五時ごろいただいたもので、通報する暇がなかったの申しわけないんですけれども、局長、この二月の時点におきましてこの女子差別撤廃条約の日本の実施状況を女子差別撤廃委員会、これは御承知のように二十三名の専門家から成るものでございまして、その委員会のメンバーがいろいろお聞きして、そしてまた局長が百四十にわたる質問をお一人でばりばりとお答えになつたということ、伺つて、心から賛辞を表したいと思つておるわけでございます。

昨日これを読みましたところが、ギリシャから来た、これはもちろん国を代表しているわけじゃないんですが、現在日本の労働省が一生懸命やつていらっしゃる育児休業につきまして質問しているんです。それで、いろいろ奨励金を与えたりして一生懸命育児休業制というものを奨励して女子にだけ与えているというところは、これは伝統的に固定化されたところの、今どこの国でも一生懸命私試しようとしてゐる男女役割分業観というものを固定し温存するものではないかという質問をしていゐるんです。それに対する佐藤局長のお答えをだあと端から一生懸命見たんですけれども、それに対するお答えがびたつとなかつたわけですね。

それからもう一つ、スウェーデンのワットステインというんですが、やはり女子だと思つて、この人が、日本では男性に対する育児休暇を与える考えが有りますかというふうな質問をしていゐるんです。それに対しては、そんな考えはありませんとお答えになつていゐるんです。その答えは見つかつたんです。

ですから、初めの方のギリシャの人の、男女役割分業観を温存するものではないかというふうな危惧に対してはお答えをなさつたのかどうか、この中には出ていないんですね。それでちょっとお聞きしたいと思つております。

○政府委員(佐藤ギン子君) CED、女子差別撤廃委員会の御審議というものは、先生御存じと思いますが、数時間という短時間の中でたくさん質問が出まして、一夜明けましたらその百三十八の質問に数時間でお答えしなければならぬという大作業だつたわけでございます。

そこで、私は、委員の皆様方に、限られた時間の中ですべての御質問にお答えしたいと思つて、それについては、類似の質問がたくさん出たわけでございます。例えば、育児休業ですと、ギリシャからも出ましたスウェーデンからも出たわけでございますから、初めに、類似の質問は一応全部まとめて一つとしてお答えをさせていただくと

いうことで御了解をいただきました。育児休業につきましても、ギリシャの方の御質問は、必ずしもそこまでの先生おっしゃつたほどに強いニュアンスというふうには私はたまたま受けとめなかつたのでございまして、男子もとれるようにする方が新しい時代の要請という意味ではないかではないかということ、スウェーデンのワットステインさんからは、男子に育児休業をとらせるような制度を考へる予定はないか、そういう御質問でございましたので、その二つをくくつて、我が国では育児休業について男子にもとれるようにするそういう予定はまだ現時点ではない、しかし個々の企業において父親もとれるような制度を導入することは私どもとしては歓迎するところであるということをお答えしたわけでございます。

それから、その委員会では、答弁漏れがありまじたり私の答弁がおかしいというところであれば、再質問は当然許されるわけでございますが、答弁漏れがあつたらいけないと思つて、最後に私は、皆様のすべての御質問にお答えしたでしょうかと確認をいたしましたところ、皆様から、これでいい、多くの質問に答えてくれてありがたうというところで、祝福のお言葉をいただいて終つたというところでございまして。

○中西珠子君 御承知のとおり、男女役割分業というものが差別的根源をなすということは、婦人局長初め労働大臣も御承知のことと思つてございまして。

現在の、婦人だけに育児休業を与えるということとは、もちろん世論が熟していないからという面があつても、先ほど大臣がおっしゃつたように、やはり意識改革をしていかなければいけない。男女ともに養育に対する責任はあるとした社会的な責任というものがあつたというところで、育児休業の法制化はどうしても促進する方向で御努力いただきたい、そして男女ともにとれるという方向で御努力いただきたいと思つておるわけでございます。

とにかく、均等法の理念や基本原則のところにも、職業の責任と家庭の責任とを調和させていく

ようにすることを一つの目的としているのだというところもたつていらつしやるわけでございますから、育児休業を申し出た女子労働者に対してなるたけ与えるように努力しなけりやいけないという努力義務だけではなかなか進まないのではないかと。また、女子だけではいけないのではないかと、男性をも対象にした育児休業というものの法制化をお願いしたいと思うわけです。

各国におきましても、先進国、殊にECの国々には、ほとんど、男女ともに、いずれでもとれる育児休暇がございますので、いかがでございますか。先ほど、こういうところには権利があるというお話がありましたけれども、もう少したくさん国があるんじゃないでしょうか。

○政府委員(佐藤ギン子君) 先ほど簡単に答えましたので、すべての国を挙げたわけではございませんが、先ほど挙げた国以外にも育児休業制度を採用している国はございます。父親、母親、両方がとれるあるいは母親だけがとれる、それぞれにつきまして採用している国はもう少しございます。

○中西珠子君 それから、スウェーデンは先ほどお挙げになりました。西独もお挙げになりましたが、もともと西独は最近できたんですね。スウェーデンとかはかのノルウェー、フィンランドあたりも、同じような男女ともにいづれでもとれるという育児休業制度を持っておりますし、それからイタリアとかスペインとかフランスとかそういうところももちろんございますし、東独の国々だってあるわけでございますから、日本の国際的な地位というものを考えても、日本だけがないということのないように。

それから、ILO百五十六号条約と百六十五号勧告のお話も出しましたので、重複してまた申し上げることは私いたしませんけれども、とにかく早い時期にこれを批准していただくような方向で御検討をお願いしたいと思います。もう一度御確認のお返事をいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤ギン子君) 私どもも、育児休業

制度の恩恵に少しでも多くの女性が浴するような形での施策が重要であるということは当然のことでございます。先ほど大臣も申し上げましたように、今すぐというところはなかなか環境条件が整っておられないために難しい点が多々あるわけでございますけれども、こうした環境条件の整備に努めた上で、できるだけ早い将来に法制化ということに積極的に取り組んでいくということは考えておるわけでございます。

また、国際条約、特にILO百五十六号条約につきましても、先ほどからもお話が出ておりますように、男子も含めての対応ということでございまして、諸外国のお話も出てまいりましたが、日本ではなかなか全般的な理解、コンセンサスという点でももう少し時間がかかる点がございますと思ひます。

すべてを含めまして総合的に解決していくことを努力目標といたしまして、これから努めてまいりたいと思ひます。

○中西珠子君 先日、社労で厚生省にお伺いいたしました。長尾局長から御返事をいただいたんですが、保育所の数は非常に多くなっておりますけれども、午後七時までの延長保育が全国で今四百十一カ所しかない、それから午後十時までの夜間保育は全国で二十六カ所しかない、ゼロ歳児保育、乳児を預かっている保育所は指定保育所が三千二百カ所、現在三万六千六百七十人の乳幼児を預かっているというお話でございましたけれども、全国で考えますとこれは本当に微々たる数字なんです。

それで、昨年の労働基準法の改正によりまして変形労働時間というものが導入されて、労使協定ができれば、これは国会の修正によりまして一日の上限をつけ一週間の上限をつけるということで、一日十時間ということに労働省の方でしてくださったわけでございます。一日十時間働いて、夜遅くなって子供を連れに行きたいと思つても、長くなっている十時間までの所定労働時間ということで途中で子供を連れに保育所に行くこともで

きないという状況も出てくるし、第一ゼロ歳児を預ける産休明けの保育所というのが非常に少ないわけでございますから、今回の基準法改正で変形労働時間の導入とかいうことになってまいりました場合、どうしてもフルタイムで働けなくなると子供を産んだらもうフルタイムで働けなくなるといふ状況が非常に出てくると思うわけでございます。どうして育児休業を法定の育児休業とすることで認めてあげて、そして手当も少なくとも従前の所得の六割ぐらいは何とか確保していくというふうなことをしなせんと、家庭を持っていって出産して育児をしながら働いていくという女性には、フルタイムでは働き続けなくなるし、またフルタイムで働き続けなければならぬ、とにかくどうにもならない状況になってしまふというのが現在の育児環境であると思ふんです。殊に婦人に対しては家庭責任が依然として非常に重くのしかかっている、幾ら男女役割分担だからといつても、働いている女の人の何となく育児と家事の負担というものが多くかかっているわけでございますから、そういうような状況を何とか打破して婦人労働者の継続的な雇用を図つてやると同時に、健康と福祉を守つてやるという意味からも、また先ほども御指摘ございましたけれども参議院の国民生活調査会が、とにかく男女いづれでもとれる育児休業の法制化が必要であるという提言を人口問題の見地からやられたわけでございます。これは、これから高齢化社会に向かひまして、生産年齢人口、殊に二十歳から五十九歳までの生産年齢人口、働き盛りの人口というものは、二〇一〇年ぐらいになると四九%から四八%ぐらいに落ちてしまふわけですね。そうすると、どうしたって女性、年齢のいかんを問わず、できる限り経済活動に従事して、日本の経済発展のためにまた社会発展のために大きな役割を担うということになってくると思ふんです。そうすると、育児と家事とそれから職業の責任というものを全うすることが大変難しい環境のままで、どうしても子供を産むことをためらつてしまふ、子供をだんだん産ま

なくなつてしまふ傾向がもっと強まつていくのではないかとこのことを恐れるわけです。そういつたことも含めまして、いずれにしても、今、なるたけ早い時期に育児休業というものの法制化、それも男でも女でもどちらでも、両親のいづれでもとれる育児休業の法制化、そしてまた育児休業基金というアイデア、基金という名前前は四野党の共同提案では使っておりませんけれども、いずれにしても国と労使が三分の一ずつ出すというそのアイデアは一月八十五円から九十円ぐらいをそれぞれが出せば実現するということ、私ども何回も計算してみたのですけれども、そういうことなので、何とか休業中の所得も保障ができて男女どちらでもとれる育児休業の法制化というものに向かひまして、これは世界の趨勢でもございまして日本のこれから高齢化社会を迎えるニードでもあると思ふので、この点につきましても一層の御努力をいただきまして、近い将来に実現に向けての御検討をしていただきたいと思ふわけでございます。

労働大臣に最後に御決意を伺ひまして、さっきから何回も伺つておりますけれども前向きの御返答をいただいて、私は質問を終わりたいと思ふのでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○国務大臣(中村太郎君) 先ほど来急速な法制化は非常に困難でありますという御答弁を申し上げたんですけれども、御承知のように、政府提案の法律案の場合は必ず関係審議会の合意を得なければならぬということになっておるわけでございます。

この問題につきましても婦人少年問題審議会の過去六年にわたる審議を見てまいりますと、近き将来その合意が得られるという状況ではないわけでありまして、

それには当然背景があるわけでございまして、今の普及率が低いとかあるいは労使の使の側の納得が得られないとかあるいは本来的には、先生も御指摘になったかと思ふんですけれどもILO百

六十五号勅告の中では、要するに、やろうと思えば労使の協約の中でもこれはできるんです。しかし、そのことも実はなかなかとまらないという事態を眺めまして、労働省としては、もっと勅告を受けやすいあるいは条約を批准しやすいあるいは労使の合意を得やすいような環境整備をみずからの手で図ることが先決であるということ、先ほど来お答えしていますように、皆さんの御意見を踏まえて積極的にこれからも取り組んでいかなければいけないと感じておる次第でございます。

○中西珠子君 女子差別撤廃条約の精神に基づきまして、また紀元二〇〇〇年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略の中でも、男女いずれでもとれる育児休業法の実現を言っておりますので、どうぞ大臣、そういう機運を醸成するように御指導を賜りますようお願いいたします。

○香取タケ子君 きょうは、国民の皆さん方の強い御要望に支えられて社会労働委員会の理事会で合意が得られて、育児休業制度の法制化についての集中審議が行われることになって、大変うれしく思っております。

私も、与えられた時間はわずかでございますが、この育児休業制度の法制化についてお伺いをしたいと思います。

私は、戦後の働く婦人の今日までを歴史的に見てまいりますと、確かに大変困難であった保育所の増設やあるいは一定の改善の努力といったもののおかげで、この三十年の間に働く婦人の社会参加が大変広がったと思うわけでございます。しかし、今日の社会経済の発展の中で労働条件の変化も極めて急速に起こっております。そういうもとでの育児休業制度の法制化というのは、働く婦人の社会参加、婦人の地位向上を飛躍させていく上で、働く婦人の歴史にとっても大変大きなエポックになるような時期ではないかと思っているわけでございます。

そういうことで、限られた時間でございますが

ら御見解をお伺いするのをやめますが、そういう点で育児休業制度の経過をちょっと考えてみますと、一九七五年に国公立の教員、看護婦、保育に限定された現行法が大変長い間の運動と世論の成果でできました。これができたことで弾みがつけて、民間と全職種にこの制度を拡大適用してほしいという強い運動と世論が、その当時、高揚をしております。

そういう中で、先ほどお話がありましたけれども昭和五十六年九月三日に、早川元労働大臣が東西ヨーロッパ諸国十カ国余りをお回りになった調査を踏まえての報告をなさいました。その中で、我が国でも早期に法制化をやる必要があるという提言もあって、動きが大変活発になってまいりました。

当時、早川元労働大臣が読売新聞に掲載されておられる一節を見ましても、この際、立法化に踏み切る段階にきているということが大変端的にお述べになっておられます。時間の都合ではほんの一節を読みますが、

ヨーロッパ歴訪では、日本に対する風当たりが強さを痛感した。日本の工業製品の進出が写真機のライカをつぶし、時計のオメガを倒産させて、さらに家電製品、自動車へとその脅威が広がっている。こういってことが第二の黄禍論となり、がめつく働きすぎの日本人、働く女性を奴隷扱いする日本となつてマスコミに登場する。その場合、日本の福祉の後進性、その例として育児休業制の欠如が指摘される。(中略)

出生率の低下も併せ考慮し、この際、立法化に踏み切る段階にきていると思われる。と大変明確に述べておられるわけでございます。私も、当時、超党派の婦人議員懇談会でも、早川元労働大臣をお招きして報告をお伺いするというふうな動きもございましたし、先ほど石本議員からのお話もありましたように与党・自民党の中でも法制化が具体化されていくというふうな機運が大変高揚しておった時期でございます。

ところが、そういう国民の動きあるいは与党・

自民党の中での動きなどもありまして財界筋が大変慌てたという事実もござります。早川先生が報告書を出しになったのが昭和五十六年の九月三日でございます。ところが、同じ九月十七日には、日経連は、育児休業制度の法制化に反対する決議というのをわざわざ行つて、政府・自民党にその旨の申し入れをしています。さらに、日経連だけでは不十分と思つたので、十月六日には、経団連、日本商工会議所、経済同友会の経済四団体の名前で、再度、育児休業制度の法制化に反対で政府・自民党に申し入れを行つてきたという経過がございます。

そういう中で、労働省が、あるいは労働大臣がという方が正確でしょうが、わかりましたと言つたかどうか知りませんが、姿勢が大変慎重になつたということと当時の情勢として思い起こしておるわけでございます。

そして、婦人少年問題審議会に問題が提起をされ、そういう結果、建議としては消極論が出てきた。五十九年三月二十六日、普及率も一割強にすぎないことなどを考慮すると時期尚早という結論が出てきたという経過になっていると思うわけで

す。大体そういうことでしょう。

○政府委員(佐藤ギン子君) 大変古いお話も出ま

して、香取先生の御観察の結果を今お話ししたい

いたわけでございます。

の向上のためにできる限りのことをしなければならぬ、そして女子差別撤廃条約が批准できるような条件整備をしなければならぬということ、努力をいたしておった時期でございます。審議会では、この問題につきまして、雇用機会均等を図るための法制の整備ということも含めた均等の対策の問題と並んで、育児休業の請求権を法制化するかどうかということはその前から検討課題に上つておりました。その時点で既に労使の間ではかなりの御意見の隔たりがあり、私どもの法案を、政府が法案をつくり国会に提出しますためには関係審議会を必ずクリアしなければならぬわけでございますから、そういう意味では既にその問題で審議会でもまとまつたお返事をいただくということはなかなか困難であるという状況にあったわけでございます。私どもは、これはなかなかお返事がまとまらないのではないかと、いろいろな感じが最後まである意味では続いたわけでござい

すけれども、最終的には、普及率が余りにも低いのでまず行政でもう少し環境整備をしるという御建議をいただき、あのような結論になったわけ

でございます。

労働省としては、その決意がどうかということではなくて、どのような法律でもそうでございますが、労働関係の法律は、政府が提案いたします場合には必ず三者構成の審議会である程度の御意見のまとまりがなければできないということの結果そのようになったのだというふうに理解をいたしておるわけでございます。

○香取タケ子君 いや、それはそういうふうにお

つしやると思ひますが、当時、私も、婦少審の建議に時期尚早などという消極論が出てくるなどとはゆめゆめ思つていなかった。労働省はそう思

つておられたのかもしれないが、

要するに、この経過から見て、与党・自民党の中

でも早川先生を先頭にかなり具体化しているそ

ういう中で、慌てて経済団体が、待ったをかける

というか、制度化、法制化反対だというふう

に言

われた。この経過で明らかのように、私も国民の目から見ると、財界の圧力に屈服して慎重論になってしまったというふうに、あの当時、私もは理解をしたわけでございます。

時間の都合がありますから簡単にいいますが、過日、六十二年一月二十九日の本会議での我が党の小笠原議員の質問に対する答弁を見てみますと、これも五十九年の婦少審の建議を用いて御答弁になっておられるんですね。私、あれを拜聴して、何かの間違いと違うかなと思った。

「時期尚早である」というふうに大臣は述べられておられるんですが、何か、勘違いではないだろうかという思いがしたんですが、いかがですか。

○政府委員(佐藤三子君) それでは、私の方からとります。

そのように大臣は答えたかと思ひます。と言いますのは、普及率がこのように低くしては、法制化しても、実質的にそれが守られるような状況にはなかなかないのではないかと、う審議会での御心配を反映しているものであるとすれば、普及率という点では、その当時と小笠原議員から御質問いただきました当時とは残念ながら余り変わっていないというようなことから、大臣はそういうお返事を申し上げたのだというふうに思ひます。

○省脱タケ子君 私、勘違いをなさっているんじゃないかなというふうに申し上げましたのは、確かに四年前の建議を用いて時期尚早の理由にお答へになっておられるんですね。そういうことで、むしろ行政指導で普及の促進をということなんですけれども、こういうやり方でいって、さきからお話が出ておられますように、普及は本当におぼつかない、百年河清を待つに等しいんじゃないかという思いがいたしました。四年前の婦少審の建議を用いての御答弁は勘違いと違いますかというたんです。

なぜかという、細かい資料は余りたくさんありませんが、労働省の資料を拝見して思つた

んですが、例えば、「育児休業制度実施事業所の割合」というのがこの六十二年度の白書に出ておられます。

これによりますと、昭和五十三年は六・六%なんです。それが、五十六年には一四・三%、六十年には一四・六%、四十年間に〇・三%しかふえていないんです。これを全事業所というところで考えていいますと、四十年間に〇・三%しかふえていないんです。もし毎年ふえたとしても千年以上かかります。行政指導があつてやることで大変テンポが早まったということになったとして、三倍のテンポで進んだといたしても九十五年かかりますよ、実際。だから、百年河清を待つに等しいと言つたのは、実際数字を見ていて率直にそういう感じがするということなんです。

ですから、行政指導を強化してその普及率を高めて、そして一定の段階でいうふうにおつしやるんだけれども、これは百年かかるぞという感じが率直にするわけです。それで申し上げたんです。

そういう中で私は、既に同僚議員からお話がありまして、制度化の必要性、緊急性は非常に差し迫つてきていると思ひます。

というの、今、婦人労働者の置かれている実情というの、この四年間に急速に変わつてきています。その一つは、男女雇用機会均等法が制定されて、コース別人事とか残業がふえるだとかを含めて、男性並の仕事のやり方というものが強いられてきています。もう一つは、労基法の改正が施行されて、変型労働時間制が入れられる。あるいは、婦人保護規制の緩和というふうなこともありまして、労働時間が長くなつたり夜間の労働時間が多くなつたりというふうなことが随分起つてきています。こういうふうな急速に働く婦人の労働条件が変化いたしますと、これは保育所だけでは対応できないんじゃないかというふうに思ひます。

これは、以前にもお聞きをしたことがあるんですが、片方で、労働条件の変更に関する法制化は

労働省がおやりになつておられるわけですね。厚生省は、保育行政は従来どおりやって、それを少々追つかけていかなきゃならぬというふうなことになるわけですね。だから、国民の側から見たら、行政の整合性という点では非常に欠けるんじゃないかと思ひます。だって、労働省は、労働条件の変更に関する法制化をやつていくわけでしょう。厚生省は、そのことと密接に關係して保育行政を変化させていくことが今日の状況の中ではそんなにできないわけですね。

ちょっと厚生省にもお伺いをしたいんですが、私、冒頭に申し上げたように、保育行政というものの御苦労の結果が、今日、六十二年四月一日で二万二千八百三十五カ所の保育所ができ、定数が約二百三万人。このことが、働く婦人の社会参加を廣げていく上で非常に大きかつたと思ひます。しかし、この三、四年の間の急速な変化に対応できるかという、さつきもお話があったように、延長保育は四百十一カ所、夜間保育は全国で二十六カ所だという状況になつておられるわけですね。

私は、育児休業の一番の差し迫つた問題の乳児保育、特に産休明け保育の状況はどうなつておるかという問題を、非常に關係が深いので少しお聞きしておきたいと思ひます。

今厚生省の統計を聞きますと、ゼロ歳児の入所児童数というのは三万六千六百七十人です。六十二年四月一日現在。ところが、中央児童福祉審議会の意見具申では、三カ月未満は慎重にというふうな御意見が出ておられるわけですね。

厚生省としては、その産休明けの子供さんの保育は、どういふふうにお考えになつておられますか、いつから抜くというふうにお考えをお聞かせ。

○政府委員(長尾立子君) 今先生から御指摘がございましたが、私どもの中央児童福祉審議会では、乳児の保育所への受け入れに關しては、特に三カ月未満の乳幼児については慎重にという趣旨の御意見をいただいております。

これは、先生御承知のとおり、三カ月未満の乳児の場合には、体の発達はまだ非常に急激に発達している段階でございまして、いわば非常な未熟状態にございまして、外からの刺激に対する抵抗力が弱いこと、それから普通に寝て生活をするということが常態であるにもかかわらず保育所に通所するというような外部の刺激、それから移動といったようなことに対して大変弱いというようなことから身体の發育を阻害する危険性が多いために、もう一つは、乳児の情緒的な発達に不可欠である母子關係を維持することは非常に重要であるという観点から、家庭において保育をすることが望ましいというお立場でございまして、三カ月未満の保育所における保育については慎重にしろという御意見をいただいております。

しかしながら、今、先生から、厚生行政と労働行政については大変いろいろな意味でそこがあるのではないかと御指摘もございましたが、私どもは、現実に児童の福祉を守るといふ観点もございまして、また社会全体の中でお母様が置かれております状況というものが十分に踏まえて行政を進めさせていただきたいと思つております。私どもは、基本的にこの中央児童福祉審議会の御意見を踏まえて指導はしてきつたつもりでございますが、三カ月未満の保育を絶対に引き受けてはいけないというふうな指導はいたしてはおりません。現実問題といたしましては、入所措置事務は昨年四月に市町村の団体委任事務ということになりましたので、こういった具体的な話になりますと市町村が地域の実情を踏まえて行つという措置になつたわけでございます。

私どももいたしましては、産休明けから乳児の保育を行うかどうかというの、今のような基本的な中央児童福祉審議会の御意見も踏まえた上でまた地域の実情も十分お考えになつた上で、市町村において御判断をお願いしたいと思つておられるわけでございます。

○省脱タケ子君 大変御努力をしておられるのは

よくわかるんですが、実際に産休明けのお子さんを預かっておられる保育所はたくさんありません。もう時間がありませんから、細かくは結構です。

私も大阪の状況を見ましても、幾つかの自治体では産休明けから預かっておりますが、大部分はやはり六カ月以上ということになっていて、わけがございまして。そうなりますと、実際上は、私、行政の整合性がないと先ほども申し上げましたけれども、そうなるんです。産休明けで、八週間になりましたから八週間休んで、そして六カ月まで保育所で預かってもらえるところがないというたら、どうなるか。八週間以降は、ベビーシッターを雇うかあるいは職場へ連れていくか、やむなくベビーホテルへお願いするか、それともどうにもできなかったらやめる以外にないということになるんです。だからおやめになる方々がたくさんあるわけだと思ふんです。

国民生活調査会での御意見がたくさん出ましたけれども、私は人口問題の観点からもそうだと思うんです。安心して働けるから子育てでもできる状況に今日の施策はなっていない。だから、本当は三人、四人は子供が欲しいけれどもというのとで一人ないし二人、六十一年度の調査では平均一・七二ということまで出生率が低下してきているというの、働けるからの子育てが大変困難という今日の情勢になっているわけなんです。私は、そういう点では働く婦人の労働条件の急速な変化、法制化を含めてそういう変化と保育行政の隘路の中で、その矛盾の集中してきているのが働く婦人と子供たちだと思ふんです。だからこそ、この矛盾を解決しなくちゃならないということで、法制化して解決を求めるとは強い要望は大変強いわけなんです。

時間がありませんから簡単に言いますが、憲法二十七条を出さなくても、憲法二十七条では、「勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」というふうに明記されております。これはもう既に多くを申し上げなくてもおわかりのとおり

でございますが、そういう点で今法制化をしなればならないところへ来ているのは、こういう制度上の矛盾を含めて、その矛盾の集中点としての子育てをしなから働く婦人とその子供たちに来ている、これを解決するためにはどうしても法制化が必要だということに思ふわけでございます。大臣に最後に御意見を伺いたいと思っておりますが、法制化を進めていく上で、大臣もおっしゃっておられましたけれども、制度をつくるためには全労働者、全国民の合意が大変必要だと思ふんです。

したがって、我が党も、ことしの三月二十九日付で、そういった立場で、すべての産業労働者に適用できるように、それから本人の申請による選択制のものにすること、期間は一年生児が一歳まで両親のいずれかがとれるように、休業後は原職復帰ができるように、今日の労働強化の職場の中では代替要員は必ず確保するように、休業中は一定の育児手当、私ども賃金の約三割程度を保障していくという内容の法案要綱等も含めて提案してきているのはそういうことなんです。

時間があればもう少し説明をしようと思つたんですが、残された時間がわずかでございます。なぜ全国民、全労働者の合意が必要かという点です。私も考えておるのは、育児休業制度というものは、いわゆる一般の社会保障制度ではないという立場を堅持してきております。そういう点を踏まえて、今そういう要綱を発表したわけでございます。いずれにいたしましても、法制化を実現していくためには全国民、全労働者の合意と支援がなければ、これは大臣がやるとおっしゃって

もなかなかできないと思ふので、ぜひその点では結果できるような御努力が非常に大事だし、我々もそういう立場で大いに努力をしていきたいと考えているわけでございます。

最後に、私は冒頭にも申し上げたように、今、婦人、とりわけ働く婦人を取り巻く情勢は随分変化してきている。そういう中で働きながら子育てもしていくためにどうしても必要だと思ふんです。

は、依然として保育所の充実であり児童保育の充実だと思ふんです。もう一つは、育児休業制度の法制化。私は、この二本立てで充実をしていくということが極めて大事だと思ふに感じるところでございます。時間がありませんから詳しくは申し上げられませんが、さつきほんのわずからお伺いしてもそういう点が明らかになっているところでございまして。

そこで、大臣、先ほどから、いずれは法制化するんだとかあるいは困難の要因を幾つかお述べになったりしてあるんですが、私はなぜ過去にのいきさつを持ち出したかといふと、国民は要求している、労使の労は早く法制化をしたいと思つていて、しかし、合意が得られないのは使なんです。それで、大臣もさつき申されまして、反対をしているのは経営者団体なんです。だから、私は、これだけ国民的な要求の広がりがある盛りに上がってきているんだから、何としてもこの機会に、ぜひ早期に政府の責任で法制化に踏み切つていただきたいと思ふんです。そのために、隘路の一つであります、これは唯一の反対団体である財界に、大臣、話をつけてほしいなと思ふんです。産業労働懇話会でしたね、これは定期的なお話し合いの場もあるわけでございますから、そういった点は国会や国民の意思をひとつ合つて説得してもらいたい。そのことが日本経済の発展に役立つんだということをひとつ理解をさせてほしい。

もう一つは、早急に法制化するという立場で、これは、政府がお出しになる場合にはどうしても婦人少年問題審議会の議を経なければならぬと先ほどもおっしゃっていただきましたから、今日のこの四年間の間に急速に変わった働く婦人たちの実態を踏まえて、この婦人審議会に対する諮問のやり直しというんですか、新たに諮問をしてもらいたい、そして可及的速やかに、できるだけ早く法制化を実現させていただきたいと思ふんです。大臣の御見解を伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(中村太郎君) 言われますことは十分了解はいたしておるわけでございましてけれども、婦人少年問題審議会への再度の諮問につきましては、残念ながら今のところの育児休業制度の普及状況の中ではこれを出す勇氣はございません。しかし、その法制化の前提となるべき制度の普及やあるいはもう一つの環境整備につきましましては、皆さんから異口同音に御指摘もございましたので、それらのことを踏まえながら一層の環境整備を図つてまいりたいと思つております。

○国務大臣(中村太郎君) 財界を説得しろというふうな御意見でございますけれども、企業というものの本来的な運営というものは、使用者あるいは労働者の合意の中あるいは混然一体の中で事業が営まれるということが一番望ましいことであります。

いかに労働者の方で望んでおられますと、事業主の方の絶対反対というふうな態度の中では、仮にこのことを取り入れましてもうまくいくはずはないわけでございまして、そのために、もう少し使用者の了解をいただきながらこの制度の普及を図っていくことが前提ではないかというふうに考えておるわけでございまして、いましばらく時間をかしていただきたいと思います。

○斎藤タケ子君 財界との話。先ほど来、法制化の時期につきまして、急速な法制化は難しいあるいはしばらく時をおかしください、こういう御回答がございました。政治家というものは先見性と将来に対する展望を持つことが必要でございます。

大臣は、それでは法制化の時期をいつごろとお考えですか。

○国務大臣(中村太郎君) これは、今の時点ではいつごろまではしたいと思ふという回答はなかなか困難でございます。

先ほど来申し上げておりますように、これを契機としまして今の制度としての一層の普及を徹底

的に図つてまいる、そしてその実態を眺めながら、なおかつ一方におきましては男女雇用機会均等法に基づく婦人の地位の向上、婦人の企業における存在のいかん等々、もろもろの環境整備を考へながら、早い時期に実現するよう努力していくべきであるというふうな考へております。

○抜山映子君 大臣というものはやはり牽引車となるべき方なんです。

ですから、見通しが困難であるとおっしゃるならば、せめて大臣としてどういう希望を持っておられるか、お伺いします。

○国務大臣(中村太郎君) 牽引車でなければならぬという仰せもわかりますけれども、独断であつてはならないと思つておるわけでございまして、私は、大臣就任以来、独善をみずから戒めてまいつたわけでございします。

民主主義の世の中でございしますから、下からの意見というものを十分に率直に聞きながら、全体としての合意を得ながら諸般の政策は行つてまいべきであるというふうな考へております。

これからどうするんだということでありましてけれども、先ほど来事務局から御説明申し上げておりますように、各般の角度からこの対策につきましてさらに一層の見直しを行ひながら前進を図つていくことが最大の課題であるというふうな考へております。

○抜山映子君 私は、独断で決めると申し上げたことは全くございせんのです。

男女雇用機会均等法が通過いたしました。女子差別撤廃条約も批准されました。労基法も改正されました。そして、総労働人口に占める女子の割合が三九・八%に至りました。女子雇用者に占める既婚者の割合も七割を占めるに至りました。このような状況のもとでは、もう法制化の時期が来たんでないか。しかも、先進諸国はすべて育児休業法をもう制定してしまつてゐる。日本だけが取り残されてゐる。

このような状況において、大臣がインシアチブをとることが必要ではないか、このように私申し

上げるんですが、いかがですか。

○国務大臣(中村太郎君) 先ほど来申し上げておりますように、政府提案としてこの法律を、育児制度を法制化する場合に、当然のことながら関係審議会のコンセンサスが得られなければなりません。手続上、そうしなければ提案できないというものであります。

その審議会が、労使と学識経験者で構成されておるわけでございしますけれども、その論議がまとまらないという一つの問題があるわけでございします。しかし、それにはやっぱり背景があるわけでございまして、この普及率が浸透しないのもその辺にあるんじゃないかと考へておるわけでございします。

しかし、本来、やろうと思へば、必ずしも法制化でなくても、先ほど申し上げましたILO百六十五号勧告にあるように、労使の協約の中でもこれはできないはずはないわけでございしますが、それすらもなかなかできないというのが実態であるわけでございします。

それだけに、いろんな難しい奥深い問題もあると思うわけでございまして、労使が納得いくようなあるいはまた事業者が納得できるようなきめ細かい指導の強化を図つていくことが前提にならなければいけないというふうな考へておるわけであります。

○抜山映子君 非常に消極的な答弁に終始しておられるのは大変残念に思ひます。

それでは質問をこのように申し上げてみましょう。先ほど来、法制化の時期が今すぐというわけにいかないのは育児休業制度を実施している率が低いからだ、このように言われました。私、それは矛盾だと思ひます。育児休業法を制定すれば育児休業制度を実施する企業がふえると思うんですが、大臣いかがですか。

○政府委員(佐藤ギン子君) 育児休業制度の普及率が低いということではなかなかやりにくいと言ふの

はおかしいという御質問の御趣旨かと思ひますが、なぜ育児休業制度の普及率が低いかということでございます。

私も、精いっぱい、力がないなりにやつておりますが普及がいかない。それから、こういうことにつきましては、多分、先進国の場合には労使の間でもお話し合いをして進んでいく中で法制化が進んでいくというふうな状況の国もあつたかと思ひますが、日本でも労働組合が積極的に取り組みになりまして使用者側とも御熱心なお話し合いあるいは団体交渉をされてゐる例がたくさんあると思ひます。

普及が徐々に進んでゐる中には、政府の努力とそうした民間の方々の御努力が相まつてゐるのではないかと思ひますが、そういう政府また民間の御努力を含めて、なおかつ普及しない。それはやはりそれなりの隘路がある。そういう状況の中で、法律をつくつて二人一人という少ない労働者を雇用しているような中小・零細企業にまで義務づけるということになつた場合に、どのようなことになるか。本間に法の目指しているようなことが実現されるのか。あるいは、できる限り法律の規制を逃れるような女子の雇用の仕方を少し制限するとかあるいはなるべく正規の女子労働者を雇用しないようにするとかさまざまな方法が出てきた場合には、かえつて女性の地位の向上には問題が起るわけでございまして、私どもは、そのようなことがなく、しかも育児休業制度を女性が安心してとれるようにするにはそれなりの社会的な環境の整備というものが要だというふうな考へております。そういう意味で普及率が低いということをお願いしてゐるのでございします。

○抜山映子君 大変御丁寧にお答えいただきまして、たけれども、育児休業法をつくれれば育児休業の制度を実施するところがふえるのではないかと私は質問したんです。

○国務大臣(中村太郎君) その考え方も一つであらうと思ひます。

○抜山映子君 そうしますと、育児休業法をつくらなければいけない時期に來てゐる。労基法の改正によつて、女性も男性並みに働くように変わつたではありませんか。

それならば、社会全体の先ほど來出ております労働人口の再生産の観点からも、また女性が子育ての責任と就業の継続を調和させる意味からも、設けることがいいと大臣はお思ひになりませんか。お答えください。

○国務大臣(中村太郎君) その考え方もあらうと私は申し上げたのは、あなたはそう考へるだらうとこういふことでありまして、私どもは、必ずしも法制化したから直ちにふえるというふうには承知をいたしておりません。

むしろ女性にとりまして不利の面も発生するのではないかと懸念も持つておるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、元来、自由主義経済の中における企業というものは労使双方が気持ちよく混然一体の中で運営されることが一番望ましいというふうな考へておりますので、そのための前提としてのいろんな行政指導というものを行つておるところであります。

○抜山映子君 男女雇用機会均等法を制定せよと迫つたときに経営者側は、それは女性に対して不利な面が出る、このように詭弁を弄したのでございします。ただいまの大臣の答弁も、育児休業法をつくれれば女性に対する不利な面が出てくる、全く同じ論法なんです。

しかし、男女雇用機会均等法を制定されて後、明らかに女性の就業の定着率も高まりましたし、企業における平等の意識も高まりました。この育児休業制度を法制化してもらいたいと強く切望するものでございします。

ところで、先ほどの局長のお答えでございしますけれども、環境整備をしてから、このように言われました。しかし、私は、法制化の内容によつては環境に合つたような法制化もできるだらうと思ひます。

この点は、局長、いかがですか。

一、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案
(衆)
一、クリーニング業法の一部を改正する法律案
(衆)

柔道整復師法の一部を改正する法律案

柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十五条の二」に、「第二十六条」を「第二十五条の三」に改める。
第二条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。
第三条中「合格した者」を「合格した者に対し、厚生大臣が」に改める。
第五条を削る。

第六条中「都道府県」を「厚生省」に改め、「柔道整復師」を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。
(登録及び免許証の交付)

第六条 免許は、柔道整復師名簿に登録することによつて行ふ。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、柔道整復師免許証(以下「免許証」という。)を交付する。
第八条第一項及び第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条の次に次の十七条を加える。

(指定登録機関の指定等)

第八条の二 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、柔道整復師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行ふ。
3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、か

つ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第八条の十三の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員及び解任)
第八条の三 指定登録機関の役員は、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第八条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に

関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員を解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)
第八条の四 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを要し、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)
第八条の五 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを要し、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを要し、同様とする。

(指定登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等)
第八条の六 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第六条第二項の規定の適用については、第五条中「厚生省」とあるのは「指定登録機関」と、第六条第二項中「厚生大臣は」とあるのは「厚生大臣が」と、「柔道整復師免許証(以下「免許証」という。)」とあるのは「指定登録機関は、柔道整復師免許証」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、柔道整復師の登録又は免許証若しくは柔道整復師免許証明書(以下「免許証明書」という。)の記載事項の変更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)
第八条の七 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)
第八条の八 指定登録機関は、厚生省令で定めるところにより、登録事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)
第八条の九 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告)
第八条の十 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、厚生省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)
第八条の十一 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(登録事務の休廃止)

第八条の十二 指定登録機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
(指定の取消し等)

第八条の十三 厚生大臣は、指定登録機関が第八条の二第四項各号(第三号を除く)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。
2 厚生大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第八条の二第三項各号に掲げる要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第八条の三第二項、第八条の五第三項又は第八条の九の規定による命令に違反したとき。
三 第八条の四又は前条の規定に違反したとき。
四 第八条の五第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。
五 次条第一項の条件に違反したとき。
(指定等の条件)

第八条の十四 第八条の二第一項、第八条の三第一項、第八条の四第一項、第八条の五第一項又は第八条の十二の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
(聴聞)

第八条の十五 厚生大臣は、第八条の十三の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第八条の十六 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。
(厚生大臣による登録事務の実施等)

第八条の十七 厚生大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。
2 厚生大臣は、指定登録機関が第八条の十二の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八条の十三第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
(公示)

第八条の十八 厚生大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第八条の二第一項の規定による指定をしたとき。
二 第八条の十二の規定による許可をしたとき。
三 第八条の十三の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わなかつたとき。

第九条の見出し中「政令」を「厚生省令」に改め、同条中「免許証」を「免許証又は免許証明書」に、並びに「柔道整復師名簿」を「柔道整復師名簿」に改め、「消除」の下に「並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎ」を加え、「政令」を「厚生省令」に改める。
第十条中「都道府県知事が行なう」を「厚生大臣が行う」に改める。
第十一条を次のように改める。
(柔道整復師試験委員)

第十一条 厚生大臣は、厚生省に置く柔道整復師試験委員(次項において「試験委員」という。)に試験の問題の作成及び採点を行わせる。
2 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、公正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。
第十二条中「第四十七条に規定する者で四年(同法第五十六条第一項に規定する者にあつては、二年)を」を「第五十六条第一項の規定により大学に入学することのできる者で、三年」に改める。
第十三条中「試験に」を「厚生大臣は、試験に」に改め、同条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者について、期間を定めて試験を受けることができるものとする。
第十三条の次に次の六条を加える。
(受験手数料)

第十三条の二 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。
2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受ける場合においても、返還しない。
(指定試験機関の指定)

第十三条の三 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。
2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
(指定試験機関の柔道整復師試験委員)

第十三条の四 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を柔道整復師試験委員(次項及び第三項、次条並びに第十三条の七において「試験委員」という。)に行わせなければならない。
2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。
(不正行為の禁止)

第十三条の五 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、公正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。
(指定試験機関が試験事務を行う場合の受験の停止等)

第十三条の六 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させることができる。
2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十三条及び第十三条の二第一項の規定の適用については、第十三条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第十三条の六第一項」と、第十三条の二第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十三条の二第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。
(準用)

第十三条の七 第八条の二第三項及び第四項、第八条の三から第八条の五まで並びに第八条の七から第八条の十八までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これら

の規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、
「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、
第八条の二「第三項中「前項」とあり、及び同条第
四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは
「第十三条の三第二項」と、第八条の三第二項中
「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む）」と、
第八条の七第一項中「職員」とあるのは「職員（試
験委員を含む）」と、次項において同じ。」と、第八
条の十三第二項第三号中「又は前条」とあるのは
「前条又は第十三条の四」と、第八条の十四第
一項及び第八条の十八第一号中「第八条の二第
一項」とあるのは「第十三条の三第二項」と読み
替えるものとする。

第十四条を次のように改める。
(省令への委任)
第十四条 この章に規定するもののほか、試験科
目、受験手続その他試験に關し必要な事項、学
校又は柔道整復師養成施設の指定及びその取消
しに關し必要な事項並びに試験事務の引継ぎに關し
必要な事項は、省令で定める。
第十七条の次に次の一条を加える。
(秘密を守る義務)
第十七条の二 柔道整復師は、正当な理由がな
く、その業務上知り得た人の秘密を漏らしては
ならない。柔道整復師でなくなつた後において
も、同様とする。

第十八条(見出しを含む)中「都道府県知事」を
「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。
第二十五条第一項中「あん摩、アツサージ、指
庄、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会」を「あ
ん摩、マツサージ、指庄、はり、きゅう、柔道整
復等審議会」に改め、「厚生大臣の諮問に應じ」の
下に「試験」を加え、同条第二項を削る。
第六章中第二十五条の次に次の一条を加える。
(経過措置)
第二十五条の二 この法律の規定に基づき命令を
制定し、又は改廃する場合においては、その命
令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と

判断される範囲内において、所要の経過措置
(罰則に關する経過措置を含む)を定めること
ができる。

第七章中第二十六条の前に次の二条を加える。
第二十五条の三 第八条の七第一項(第十三条の
七において準用する場合を含む)の規定に違反
した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の
罰金に処する。
第二十五条の四 第八条の十三第二項(第十三条
の七において準用する場合を含む)の規定によ
る登録事務又は試験事務の停止の命令に違反し
たときは、その違反行為をした指定登録機関又
は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の
懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者
は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十一条第二項又は第十三条の五の規定に
違反して、不正の採点をした者
二 第十五条の規定に違反した者
三 第十七条の二の規定に違反した者
四 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受け
た者

2 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。
第二十七条中「一万円」を「二十万円」に改め、同
条の次に次の一条を加える。
第二十七条の二 次の各号のいずれかに該当する
ときは、その違反行為をした指定登録機関又は
指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下
の罰金に処する。
一 第八条の八(第十三条の七において準用す
る場合を含む)の規定に違反して帳簿を備え
ず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の
記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき
二 第八条の十(第十三条の七において準用す
る場合を含む)の規定による報告をせず、又
は虚偽の報告をしたとき
三 第八条の十一第一項(第十三条の七におい
て準用する場合を含む)の規定による立入り

若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは
虚偽の陳述をしたとき
四 第八条の十二(第十三条の七において準用
する場合を含む)の許可を受けないで登録事
務又は試験事務の全部を廃止したとき
第二十八条中「五十万円」を「十万円」に改める。
附則第九項中「当分の間」を「昭和六十五年三月
三十一日まで」に改める。
附則第十一項中「に規定する者」を「の規定に
より大学に入学することのできる者」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十五年四月一日から
施行する。ただし、附則第九項の改正規定及び
次条の規定は、公布の日から施行する。
(実施のための準備)
第二条 この法律による改正後の柔道整復師法
(以下「新法」という)の円滑な実施を確保する
ため、文部大臣は新法第十二条に規定する学
校、厚生大臣は新法第八条の二第一項に規定す
る指定登録機関(以下「指定登録機関」という)、
新法第十二条に規定する柔道整復師養成施設及
び新法第十三条の三に規定する指定試験機関に
關し必要な準備を行うものとする。

(柔道整復師の免許に關する暫定措置)
第三条 厚生大臣の告示する日までの間は、新法
第二章の規定は適用せず、改正前の柔道整復師
法(以下「旧法」という)第二章の規定(これに係
る罰則を含む)は、なおその効力を有する。
(柔道整復師試験に關する暫定措置)
第四条 厚生大臣の告示する日までの間は、新法
第三章(第十二条を除く)の規定は適用せず、
旧法第三章(第十二条を除く)の規定(これに係
る罰則を含む)は、なおその効力を有する。
第五条 前条に規定する厚生大臣の告示する日ま
での間は、旧法第二十五条第二項の規定は、な
おその効力を有する。この場合において、同項
中「第十条に規定する試験、第十八条第一項に

規定する指示及び第二十二條に規定する処分」
とあるのは、「柔道整復師法の一部を改正する
法律(昭和六十三年法律第 号)附則第四条
の規定によりなお効力を有するものとされる旧
法第十条に規定する試験」と読み替へるものと
する。

(柔道整復師試験の受験資格の特例)
第六条 新法第十二条の規定にかかわらず、この
法律の施行の際現に旧法第十二条の規定によ
り文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定
した柔道整復師養成施設において同条に規定す
る知識及び技能の修得を終えてゐる者並びにこ
の法律の施行の際現に当該学校又は柔道整復師
養成施設において当該知識及び技能を修得中の
者であつてこの法律の施行後にその修得を終え
たものは、柔道整復師試験を受けることができ
る。この場合において、当該知識及び技能を修
得中の者がその修得を終える日までの間は、当
該学校又は柔道整復師養成施設に係る旧法第十
二条の規定による文部大臣の指定又は厚生大臣
の指定は、なおその効力を有する。
(旧法の規定により柔道整復師の免許を受けた
者)
第七条 旧法の規定により柔道整復師の免許を受
けた者は、新法の規定により柔道整復師の免許
を受けた者とみなす。
(旧法の規定による柔道整復師免許証)
第八条 旧法第五条の規定により交付された柔道
整復師免許証は、新法第六条第二項の規定によ
り交付された柔道整復師免許証とみなす。
(旧法の規定による柔道整復師名簿)
第九条 旧法第六条の規定による柔道整復師名簿
は、新法第五条の規定による柔道整復師名簿と
みなし、旧法第六条の規定によりなされた柔道
整復師名簿への登録は、新法第五条の規定によ
りなされた柔道整復師名簿への登録とみなす。

2 都道府県知事は、附則第三条に規定する厚生
大臣の告示する日において、前項に規定する柔
道整復師名簿を厚生大臣に引き継ぐものとす

る。

3 指定登録機関が柔道整復師の登録の実施等に関する事務を行う場合における前項の規定の適用については、「厚生大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(講習会)

第十条 この法律の施行の際現に柔道整復師である者及び附則第六条に規定する者で柔道整復師となつたものは、厚生大臣の指定する講習会を受けるように努めるものとする。

(旧法による処分及び手続)

第十一条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法(第十二条を除く。)によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から附則第三条又は第四条に規定する厚生大臣の告示する日までの間にした行為であつてこれらの規定によりなお効力を有するものとされる旧法第二章又は第三章(第十二条を除く。)の規定に係るものに対する罰則の適用については、附則第三条又は第四条に規定する厚生大臣の告示する日後も、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十三号六(二)の次に次のように加える。

六(三) 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整復師名簿に於ける登録
イ 柔道整復師法第六條第一項(登録)の柔道整復師の登録
ロ 登録事項の変更の登録

登録件数	一件につき九千円
登録件数	一件につき千円

(厚生省設置法の一部改正)

第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三十六号の五の次に次の二号を加える。

三十六の六 柔道整復師の試験、免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

三十六の七 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師

等に関する法律の一部を改正する法律案

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、あん摩、マツサージ又は指圧については二年以上、はり又はきゆうについては四年(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することのできる者にあつては、二年)以上、」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することのできる者で、三年以上、文部

大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、」を「修得した者」を「修得したもの」に、「都道府県知事の行う試験」を「厚生大臣の行うあん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験(以下「試験」という。)」に、「都道府県知事が」を「厚生大臣が」に改める。

第二条第四項を次のように改める。

厚生大臣は、厚生省に置くあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験委員(次項において「試験委員」という。)に、試験の問題の作成及び採点を行わせる。

第二条第五項を次のように改める。

試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

第二条第六項中「第一項の」を「厚生大臣は、」に改め、同項後段を削る。

第二条第五項の次に次の二項を加える。

試験を受けるようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けた場合においても、返還しない。

第二条に次の一項を加える。

厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者について、期間を定めて試験を受けることができないうものとする事ができる。

第三条の二を削る。

第三条の三中「都道府県」を「厚生省」に改め、同条を第三条の二とし、同条の次に次の二十三条を加える。

第三条の三 免許は、あん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿に登録することによつて行う。

厚生大臣は、免許を与えたときは、あん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証(以下「免許証」という。)を交付する。

第三条の四 厚生大臣は、省令の定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験

事務」という。)を行わせることができる。

指定試験機関の指定は、省令の定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

厚生大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第三条の十七の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第三条の五 指定試験機関の役員は、その効力を生じない。

厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法

律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第三條の七第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機關に対し、当該役員の解任を命ずることが出来る。

第三條の六 指定試験機關は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

指定試験機關は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

第三條の七 指定試験機關は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に關する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

試験事務規程で定めるべき事項は、省令で定める。

厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確實な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機關に対し、これを變更すべきことを命ずることが出来る。

第三條の八 指定試験機關は、試験の問題の作成及び採点をあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験委員（次項から第四項まで、次條及び第三條の十一第一項において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

指定試験機關は、試験委員を選任しようとするときは、省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

指定試験機關は、試験委員を選任したときは、省令の定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に變更があつたときも、同様とする。

第三條の五第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第三條の九 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

第三條の十 指定試験機關が試験事務を行う場合において、指定試験機關は、試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させることができる。

前項に定めるもののほか、指定試験機關が試験事務を行う場合における第二條第六項、第八項及び第九項の適用については、同條第六項中「国」とあるのは「指定試験機關」と、同條第八項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同條第九項中「前項」とあるのは「前項又は第三條の十第一項」とする。

前項の規定により読み替へて適用する第二條第六項の規定により指定試験機關に納められた受験手数料は、指定試験機關の収入とする。

第三條の十一 指定試験機關の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

試験事務に従事する指定試験機關の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三條の十二 指定試験機關は、省令の定めるところにより、試験事務に關する事項で省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第三條の十三 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機關に對し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

第三條の十四 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、省令の定めるところにより、指定試験機

関に對し、報告をさせることができる。

第三條の十五 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機關の事務所に立ち入り、指定試験機關の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三條の十六 指定試験機關は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廢止してはならない。

第三條の十七 厚生大臣は、指定試験機關が第三條の四第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

厚生大臣は、指定試験機關が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

一 第三條の四第三項各号に掲げる要件を満たさなくなつたと認めるとき。

二 第三條の五第二項（第三條の八第四項において準用する場合を含む。）、第三條の七第三項又は第三條の十三の規定による命令に違反したとき。

三 第三條の六、第三條の八第一項から第三項まで又は前條の規定に違反したとき。

四 第三條の七第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

が出来る。

前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確實な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第三條の十九 厚生大臣は、第三條の十七の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第三條の二十 指定試験機關が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に對し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることが出来る。

第三條の二十一 厚生大臣は、指定試験機關の指定をしたときは、試験事務を行わないものとす

る。

厚生大臣は、指定試験機關が第三條の十六の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三條の十七第二項の規定により指定試験機關に對し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機關が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第三條の二十二 厚生大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三條の四第一項の規定による指定をしたとき。

二 第三條の十六の規定による許可をしたとき。

自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第三条の二十三 厚生大臣は、省令の定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

指定登録機関の指定は、省令の定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

第三条の二十四 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三条の二及び第三条の三第二項の規定の適用については、第三条の二中「厚生省」とあるのは「指定登録機関」と、第三条の三第二項中「厚生大臣は」とあるのは「厚生大臣が」と、「あん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証（以下「免許証」という。）」とあるのは「あん摩マツサージ指圧師免許証明書、はり師免許証明書又はきゆう師免許証明書」とする。

指定登録機関が登録事務を行う場合において、あん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の登録又は免許証若しくはあん摩マツサージ指圧師免許証明書、はり師免許証明書若しくはきゆう師免許証明書（以下「免許証明書」という。）の記載事項の変更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を指定登録機関に納付しなければならない。

前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

第三条の二十五 第三条の四第三項及び第四項、第三条の五から第三条の七までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第三条の四第三項中「前項」とあり、及

び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第三条の二十三第二項」と、第三条の十一第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第三条の十七第二項第二号中「第三条の五第二項（第三条の八第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第三条の五第二項」と、同項第三号中「第三条の八第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第三条の十八第一項及び第三条の二十二第一号中「第三条の四第一項」とあるのは「第三条の二十三第一項」と読み替えるものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 施術者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。施術者でなくなつた後においても、同様とする。

第八条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」と、「真を、おそれ」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。

第九条第一項及び第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第十一条第一項中「認定に関する事項並びに免許証を、認定に必要事項、試験科目、受験手続その他試験に必要事項、免許の申請、免許証又は免許証明書に、」事項は政令で、試験科目、受験手続その他試験に必要事項は「試験科目、受験手続その他試験に必要事項は」を「事項並びに指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎ並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎに必要事項は」に改める。

第十二条の二第二項中「第八條」を「から第八條まで」に改める。

第十三条第一項中「認定」の下に「試験」を加え、「あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう、柔道」を「あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう、柔道、整復等中央審議会（以下中央審議会という。）を「あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう、柔道、整復等審議会（以下「審議会」という。）に改め、同

条第二項中「中央審議会」を「審議会」に、「外」を「ほか」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第十三条の三 一万円を二十万円に改め、同条を第十三条の六とする。

第十三条の二 二万円を三十万円に改め、同条第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第二号第五項又は第三号の九の規定に違反して、不正の採点をした者

四 第七條の二（第十二條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第十三条の二に次の一項を加え、同条を第十三条の五とする。

前項第四号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十三条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十三条の三 第三條の十一第一項（第三條の二十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十三条の四 第三條の十七第二項（第三條の二十五において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十三条の六 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三條の十二（第三條の二十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三條の十四（第三條の二十五において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三條の十五第一項（第三條の二十五において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第三條の十六（第三條の二十五において準用する場合を含む。）の許可を受けずに試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

第十四条中「五千円」を「十万円」に改める。

第十四条の二 第十三條の三第一号を「第十三條の六第一号」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 第二條第一項の規定の適用については、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者となす。

第十八条の二 次のように改める。

第十八条の二 省令で定める程度の著しい視覚障害のある者（以下「視覚障害者」という。）にあつては、当分の間、第二條第一項の規定にかかわらず、学校教育法第四十七条の規定により高等学校に入学することのできる者であつて、文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、あん摩マツサージ指圧師に

ついては三年以上、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師については五年以上、これらの者となるのに必要な知識及び技能を修得したものは、試験を受けることができる。

前項の規定の適用については、旧国民学校令（昭和十六年勅令第四十八号）による国民学校

の高等科を卒業した者、旧中等学校令による中

等学校を卒業した者、旧中等学校令による中

等学校を卒業した者、旧中等学校令による中

等学校を卒業した者、旧中等学校令による中

等学校を卒業した者、旧中等学校令による中

等学校を卒業した者、旧中等学校令による中

等学校を卒業した者、旧中等学校令による中

等学校を卒業した者、旧中等学校令による中

等学校を卒業した者、旧中等学校令による中

等学校の二年の課程を終わった者又は省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第四十七条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなす。

第十九条第一項中「省令で定める程度の著しい視覚障害のある者（以下視覚障害者という。）」を「視覚障害者」に改め、同条第二項中「中央審議会」を「審議会」に、「きかなければならない」を「聴かなければならない」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（実施のための準備）

第二条 この法律による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「新法」という。）の円滑な実施を確保するため、文部大臣は新法第二条第一項に規定する学校、厚生大臣は同項に規定する養成施設、新法第三条の四第一項に規定する指定試験機関及び新法第三条の二十三第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）に関し必要な準備を行うものとする。

（あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許に関する暫定措置）
第三条 厚生大臣の告示する日までの間は、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許については、新法第二条（学校及び養成施設に関する部分を除く）、第三条から第三条の三までの、第九條及び第十一條第一項の規定は適用せず、改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「旧法」という。）第二条（学校及び養成施設に関する部分を除く）、第三条から第三条の三までの、第九條及び第十一條第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む）は、なおその効力を有する。

（あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験に関する暫定措置）
第四条 厚生大臣の告示する日までの間は、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験については、新法第二条の規定（学校及び養成施設に関する部分を除く）は適用せず、旧法第二条の規定（学校及び養成施設に関する部分を除く）は、この規定に係る罰則を含む）は、なおその効力を有する。

（あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験に関する暫定措置）
第五条 前条に規定する厚生大臣の告示する日までの間は、旧法第十三条第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「第二条第一項に規定する試験、第八條第一項（第十二條の二第二項において準用する場合を含む）に規定する指示並びに第十一條第二項（第十二條の二第二項において準用する場合を含む）及び前条に規定する処分」とあるのは「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第 号）附則第四条の規定によりなお効力を有するものとされる旧法第二条第一項に規定する試験」と読み替えるものとする。

（あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験の受験資格の特例）
第六条 新法第二条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に旧法第二条第一項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びにこの法律の施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であつてこの法律の施行後にその修得を終えたものは、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験を受けることができる。この場合において、当該知識及び技能を修得中の者がその修得を終える日までの間は、当該学校又は養成施設に係る旧法第二条第一項の規定による文部大臣の認定又は厚生大臣の認定は、なおその効力を有する。

（旧法の規定によりあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者）
第七条 旧法の規定によりあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者は、新法の規定によりあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者とみなす。

（旧法の規定によるあん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証）
第八条 旧法第三条の二の規定により交付されたあん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証は、新法第三条の三第二項の規定により交付されたあん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証とみなす。

（旧法の規定によるあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿）
第九条 旧法第三条の三の規定によるあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿は、新法第三条の二の規定によるあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿とみなし、旧法第三条の三の規定によりなされたあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿は、新法第三条の二の規定によりなされたあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿とみなす。

（旧法の規定によりあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者）
第十条 この法律の施行の際現にあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師である者及び附則第六条に規定する者であん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となつたものは、厚生大臣の指定する講習会を受けるように努めるものとする。

（旧法による処分及び手続）
第十一条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法第二条第一項（学校又は養成施設に関する部分に限る。）を除く。）によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から附則第三条又は第四条に規定する厚生大臣の告示する日までの間にした行為であつてこれらの規定によりなお効力を有するものとされる旧法第二条（学校及び養成施設に関する部分を除く。）又は第九條第一項の規定に係るものに対する罰則の適用については、附則第三条又は第四条に規定する厚生大臣の告示する日後も、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）
第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律の一部改正）
第十四条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第 号）」に改める。

附則第三項中「及び第三項」を削り、「第十三

条の二から第十四条の二まで」を「第十三条の五、第十三条の六、第十四条及び第十四条の二」に改める。
(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十三号(イ)の次に次のように加える。

六の二	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)によるあん摩マッサージ指圧師名簿はり師名簿又はきゆう師名簿にする登録	登録件数 一件につき九千円
イ	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の登録	登録件数 一件につき 千円
ロ	イに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	

(厚生省設置法の一部改正)

第十六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第三十六号の三の次に次の二号を加える。

- 三十六の四 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の試験、免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。
- 三十六の五 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)の規定に基づき、指定試験機関及び指定登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

クリーニング業法の一部を改正する法律案
クリーニング業法の一部を改正する法律案
クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の二を削る。

第八条の次に次の二条を加える。
(クリーニング師の研修)

第八条の二 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図る

ための研修を受けなければならない。

2 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、前項に規定する研修を受ける機会を与えなければならないとする。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

- 一、柔道整復師法の一部を改正する法律案(衆)
- 一、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)
- 一、クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆)

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願(第一八二二号)
- 一、障害者の働く権利の保障等に関する請願(第一八七七号)
- 一、国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願(第一八七八号)
- 一、高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願(第一八九三三号)
- 一、消費生活協同組合法の改悪反対に関する請願(第一八九四四号)
- 一、障害者の働く権利の保障等に関する請願

(第一八九八号)

一、カイロプラクティック等非法医療業類似行為取締り強化に関する請願(第一九〇二二号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一九一三三号)

一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第一九一四四号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第一九一五五号)

一、療養の制度化促進に関する請願(第一九一七〇号)(第一九一八号)(第一九一九号)(第一九二〇号)

一、高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願(第一九二九号)

一、中央労働委員会公益委員の任命制度の変更反対に関する請願(第一九三三二号)

一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第一九四〇号)(第一九四一四号)(第一九四二二号)(第一九四三三号)(第一九四四四号)

一、高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願(第一九四九号)

一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第一九五〇号)(第一九五一号)

一、亜急性慢性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉に関する請願(第一九六四四号)

一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第一九六五五号)(第一九六六六号)(第一九六七八号)(第一九六九九号)(第一九七〇〇号)(第一九七一一号)(第一九七二二号)(第一九七三三号)(第一九七四四号)(第一九七五五号)

一、臓器移植に関する法律の整備に関する請願(第一九七六六号)(第一九七七七号)

一、保育制度の維持、充実に関する請願(第一九八〇号)

第一八二二号 昭和六十三年五月十六日受理

国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願

請願者 神奈川県相模原市相模原六ノ一四

ノ二七 石井久正 外九千二十三
紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第一八七七号 昭和六十三年五月十六日受理

障害者の働く権利の保障等に関する請願

請願者 三重県四日市市室山町一、六五九
三島陽 外三千九百九十九名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第一〇五号と同じである。

第一八七八号 昭和六十三年五月十六日受理

国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願

請願者 千葉県浦安市猫実二ノ二四ノ一七
吉川恵理子 外三十二名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

第一八九三三号 昭和六十三年五月十六日受理

高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願

請願者 京都府加佐郡大江町河守八四一
ノ一ノ瀬誠一 外千六十名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第一八九四四号 昭和六十三年五月十六日受理

消費生活協同組合法の改悪反対に関する請願(三通)

請願者 横浜市泉区岡津町二、一八七 松
下勇作 外三万六千八百八十五名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一七九六号と同じである。

第一八九八号 昭和六十三年五月十六日受理

障害者の働く権利の保障等に関する請願

請願者 神戸市長田区久保町三ノ八ノ二三

阪森勇二 外二千九百九十九名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一〇五号と同じである。

第一九〇二号 昭和六十三年五月十六日受理
カイロプラクティック等非法医療業類似行為取締り強化に関する請願
請願者 神戸市垂水区瑞ヶ丘六ノ二三 吉田卓次

紹介議員 石井 一二君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一九一三号 昭和六十三年五月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 秋田県大曲市日の出町一ノ八ノ一 五 安藤愛子 外千九百九十名

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一九一四号 昭和六十三年五月十六日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 秋田市中通六ノ一三ノ一七 設楽百合子 外千四百四十九名

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一九一五号 昭和六十三年五月十六日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 秋田県平鹿郡雄物川町会塚字田中 二一 佐藤富雄 外三千九百九十名

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一九一七号 昭和六十三年五月十六日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 山口県萩市江向四ノ五五一 吉野博証

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一九一八号 昭和六十三年五月十六日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 札幌市中央区南一条西九丁目 石原通孝

紹介議員 北 修二君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一九一九号 昭和六十三年五月十六日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 北海道函館市青柳町三五ノ一三 白畑裕

紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一九二〇号 昭和六十三年五月十六日受理
療術の制度化促進に関する請願(四通)
請願者 千葉市神明町二六ノ三〇七 小嶋稔 外三名

紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一九二九号 昭和六十三年五月十七日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 北九州市戸畑区初音町一ノ二二ノ八〇九 玉井紀之 外八千七百八十名

紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第一九三三三号 昭和六十三年五月十七日受理
中央労働委員会公益委員の任命制度の変更反対に関する請願
請願者 北九州市八幡西区光明一ノ九ノ三 六 広石清貴 外三千三百三十八名

紹介議員 諫山 博君

政府・労働省は、三公社の民営化等の変化に対応し、中央労働委員会(中労委)と国営企業労働委員会(国労委)の統合を実施するためとして、労働組合法等の一部を改正する法律案を第百十二回国会に提出したが、同改正案は、現行労働委員会制度の根本的変質をもたらす重大な改悪が含まれている。第一に、労働基本権剝奪の代償措置として設置された国労委が廃止されるにもかかわらず、国営企業職員の労働基本権が何ら回復されない(組合員としての在籍専従期間制限の廃止を含む)。

同意を得て、内閣総理大臣が任命する」とあるのを、現行法どおり、「公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を経て、労働大臣が任命する」と修正するか、あるいは「意見を尊重して作成」とあるのを「同意を経て作成」と修正すること。

第二に、労働基本権が保障されている民間の労使関係(対象となる労働者は三千万以上)事件と、それが制約されている国営企業の労使関係(対象となるのは約三十五万人)事件を一つの機関で処理することになり、これは労働委員会の役割・機能をあいまいにする。第三に、なかでも最大の改悪は中労委の公益委員の任命に当たつて労働委員の同意制を廃止することである。現在、中労委の公益委員は、労働委員の同意を経て労働大臣が任命することになっている(労働組合法第十九条第七項)。この任命方式こそ、労働委員会の民主性・独立性を制度的に保障する最大の柱であり、労働委員会として判定(不当労働行為の救済)と調整(あつ旋・調停・仲裁)の両機能を発揮するため、不可欠のものである。今回の改正案の公益委員の任命方式は、かねてから批判のあつた、労働委員の意見を聴いて作成した委員候補者名簿の中から両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するといふ国労委方式と同様であり、これによつて、公益委員ひいては労働委員会の中立性・独立性が奪われかねない。第四に、労働委員の同意性の廃止は、中労委と地労委との整合を図るとの名目により、地労委にも波及していくことが懸念される。

二、右修正が不可能な場合は、本法案はいつたん廃案とし、再検討すること。

第一九四〇号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五 九 石元憲明 外一万五千二十九名

紹介議員 下村 泰君

全国的な規模で設立されている小規模障害者作業所は、重度障害者や重複障害者、精神障害者など法内施設に入所できにくかつた障害者のための働く場・生活の場として現実的な役割を果たしてきている。その数は昭和六十二年八月現在、都道府県・政令指定都市の助成事業の対象となつていて、ものだけでも千五百三十八箇所(達し、助成事業の対象になつていないところを合わせると千八百箇所を超えることは必至である。その特徴としては、まず地域性に優れ、通所時間の短縮や地域住民とのつながりの点でも多くの成果を挙げており、また、障害の種類を超えての共同利用やダイナミックな活動などが展開できるのも、従来の法内施設には見られなかつたものである。また、昨今の傾向として、小規模作業所と並行して、障害者のための小規模の居住施設が各地でつくられ始め、既に全国で四百箇所以上上つていている。これらの居住施設は障害者自身の自立へのニーズの実現や親の高齢化・亡き後の生活の場として極めて重要である。このように小規模作業所や小規模居住施設は大変重要な意味を持つ一方で、そのほとんどが法外施設であるため、資金難という共通する課題を抱えている。については、重度障害者や精

神障害者にとつての現実的な社会参加のための社会資源となつてゐる小規模作業所、小規模居住施設に対し、次の事項について実現を図られたい。

一、小規模障害者作業所に対する国庫補助制度については、これを拡充し、その交付に際しては一定の要件を満たしたすべての小規模障害者作業所を対象とすること。

二、障害者が地域で生活できるための小規模居住施設を拡充・整備すること。

三、精神薄弱者援護施設・身体障害者更生援護施設を拡充し、その運用に際しては、精神障害者も含む障害者の異なつた者の利用も認めること。

第一九四一号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 中みや子 外四千九百九十九名
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九四二号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀市長井町三ノ七ノ

八 富沢和美 外千名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九四三号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(五通)
請願者 滋賀県長浜市堀部町四五六 奥田

和代 外四千九百九十九名
紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九四四号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(十通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 松原弘子 外九千九百九十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九四九号 昭和六十三年五月十七日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 京都市右京区西京極南方町 西山

守連 外千名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第一九五〇号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 大阪府東大阪市東石切町六ノ七ノ

三二 福島久 外九百九十九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九五一号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(五通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 永田美子 外四千九百九十九名
紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九六四号 昭和六十三年五月十七日受理
亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉に関する請願
請願者 横浜市旭区若葉台四ノ二三ノ三〇

三 小林信秋 外二千四百六十六名
紹介議員 高木健太郎君
この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一九六五号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 近藤真奈美 外一万名
紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九六六号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 茂木俊彦 外四千九百九十九名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九六八号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 鈴木貴久 外五千四名
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九六九号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(十通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 武田広志 外一万名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九七〇号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(五通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 北島顕経 外五千四名
紹介議員 曾根田郁夫君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九七一号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(八通)
請願者 東京都町田市旭町一ノ一九ノ二二

斉藤豊 外八千二名
紹介議員 宮崎 秀樹君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九七二号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(四通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 小崎安子 外四千三名
紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九七三号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 岸下美彩子 外千名
紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九七四号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 滝野稔 外一万名
紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九七五号 昭和六十三年五月十七日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(十五通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 坂井俊次 外一万五千四名
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第一九七六号 昭和六十三年五月十七日受理
臓器移植に関する法律の整備に関する請願
請願者 三重県桑名市伝馬町八 伊藤勝則

外八十一名
紹介議員 斎藤 十朗君
現在、高度の医療技術が発達し、様々な臓器の移

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇一二号 昭和六十三年五月十八日受理
保育・福祉の充実等に関する請願
請願者 宮城県塩竈市玉川三ノ一六〇七
佐々木まち子 外百八十四名

紹介議員 沓脱タケ子君

今日、婦人労働者は千五百八十四万人になり、うち既婚者の割合は七割に達し、家族的責任を持つ労働者が急増している。男女雇用機会均等法が実施されて三年目を迎えたが、婦人労働者の働く権利は年々脅かされているのが実態である。政府が昭和六十一年に批准した女子差別撤廃条約やILO第百五十六号条約によつても、家族責任を負う労働者が、仕事と家庭の両立が可能になるよう社会的条件を整備することは、政府の責任であり、男女平等実現のために不可欠であるとされている。しかし政府は、行政改革の名の下に保育所予算の削減を始め、老人福祉・医療制度などを後退させ、保育料の値上げ等の負担増を押しつけるなど、国際的動向にも逆行している。ついでには、男女平等実現の社会的基盤の確立を目指し、すべての労働者が、仕事と家庭の両立を可能にするため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、婦人の働く権利と子供の健全な発達を保障するため、産休明けからの育児休業、突進に見合った保育時間、保育料の引下げ、学童保育の制度化など公的保育を充実すること。
二、一歳未満児を育てる全職種の男女労働者に対して、本人の選択、休暇中の代替要員の配置、原職復帰、有給などを保障する育児休業を制度化すること。
三、安心して利用できる老人施設・ホームヘルプ制度、経費補助などの福祉制度や老人医療の無料化などを国・自治体の責任で保障することによつて、寝たきり・在宅老人看護など、家族の責任を負う労働者の働く権利を併せて保障すること。

四、希望するすべての労働者を対象に、家族の看護に必要な期間の休暇を、代替要員の配置、原職復帰、有給を内容とし、制度化すること。

第二〇一三三号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 千葉県館山市大神宮一、七六八
木村和美 外九百五十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇一四四号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願（二通）
請願者 三重県上野市八幡町 早瀬一二
外三千三百五十二名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇一五五号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 東京都三鷹市中原四ノ一七ノ一
三三三 菅原実 外百七十二名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇一七七号 昭和六十三年五月十八日受理
障害者の働く権利の保障等に関する請願（三通通）
請願者 東京都大田区大森中一ノ一七ノ二
六 豊田弘 外二千九百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇一七八号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願（二通）
請願者 岡山市小串二、三八四 竹林章
外七百四十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇一九九号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 新潟県白根市東町一ノ一ノ一
柳沢与四次 外千九百五十五名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇三〇号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願（三通通）
請願者 兵庫県宝塚市仁川団地三ノ八ノ三
〇四 岩田忠久 外七百二十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇三二二号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 北海道夕張市紅葉山二四三 小林
辰五郎 外九百六十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇三三三号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 京都市左京区田中馬場町一〇〇
岡村高之助 外千五百五十七名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇三三三三号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 香川県善通寺市文京町一ノ六ノ二
一 古林正一 外二千七百二十五名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇三四四号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 京都市右京区太秦堀之内町三三
服部公男 外三百七十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇三五五号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 埼玉県児玉郡美里町大字内良田二
三八 田島国利 外二百八十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇三六六号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 埼玉県大宮市天沼町一ノ四五五
清水美月 外三百四十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇三七七号 昭和六十三年五月十八日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 齋藤康祐 外八千九百九十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇七四四号 昭和六十三年五月十八日受理
臓器移植に関する法律の整備に関する請願
請願者 北海道江別市野幌松並町一八ノ六
田中松太郎 外百一名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇七六号 昭和六十三年五月十八日受理
小規模障害者作業所の助成に関する請願(十二通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 関直也 外二万二千十一名
紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第二〇七七号 昭和六十三年五月十八日受理
小規模障害者作業所の助成に関する請願
請願者 京都府中郡大宮町上常吉 白杉幸
子 外九百九十九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第二〇七八号 昭和六十三年五月十八日受理
障害者の働く権利の保障等に関する請願(三通)
請願者 兵庫県明石市二見町東二見一、四
一八ノ一〇 席定均 外二千三百
四十九名
紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第一〇五号と同じである。

第二〇七九号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願(二通)
請願者 宮崎県日南市大字下方四、五五五
ノ一 佐藤輝男 外二千六十四名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第二〇八〇号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 北海道室蘭市大沢町三ノ五ノ二
石山正七 外七百七十四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第二〇八一号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 北海道枝幸郡頓別町日の出 佐藤
省三 外八百四十九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第二〇八二号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 北海道帯広市西二一条南二丁目
奥名正宏 外二百五十二名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第二〇八三号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願
請願者 北海道登別市東町一ノ三ノ一〇
佐藤タケ 外四百九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第二〇九六号 昭和六十三年五月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)
請願者 秋田市港北松野町一ノ一七 佐藤
周助 外一名
紹介議員 出口 廣光君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第二〇九七号 昭和六十三年五月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 青森市佃二ノ三ノ一八 毛内正則
外四名
紹介議員 松尾 官平君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

九 樋口建夫 外五千三名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第二〇一二号 昭和六十三年五月十八日受理
小規模障害者作業所の助成に関する請願(七通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 白井芳治 外七千六名
紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第一九四〇号と同じである。

第二〇一三三号 昭和六十三年五月十八日受理
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対等に関する請
願
請願者 川崎市中原区宮内二八大場ハイ
ツAノ二〇一 岸昌子 外一万四
千九百五十八名
紹介議員 吉井 英勝君
この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第二〇一四号 昭和六十三年五月十八日受理
労働組合法改正案反対に関する請願
請願者 名古屋市港区宝神三ノ二〇九ノ二
中島章 外百二十二名
紹介議員 吉井 英勝君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第二〇一五号 昭和六十三年五月十八日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願(二通)
請願者 大分県臼杵市前田北ノ口 岡本シ
ツ子 外一万二千六百四十六名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第十四号中正誤

ベ	段行	誤
二	一五	国庫負担率
三	一から	診療報酬
五	五十四	診療報酬

昭和六十三年六月七日印刷

昭和六十三年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局